

建設委員会

日 時：平成16年9月14日（火）

建設委員会会議録				
平成16年9月14日		開 会		午前9時30分
		閉 会		午後5時37分
出席者	委員	小 池 義 和 田 中 武 夫 阿 部 善 博 加 藤 明 徳 長 友 義 樹 △山 崎 順 二 ○川 田 基 晶 小 俣 旭 山 岸 一 雄		
	議員	な し		
欠席者		な し		
説明のため出席者		加山助役 内田都市部長 座間再開発・区画整理担当部長 矢澤都市部調整参事 吉田建築部長 木村同部専任参事 岩本土木部長 藤田同部専任参事 近藤同部次長 中川同部参事 田所同部参事 河野監査委員事務局次長 今田総務課長 尾崎都市計画課長 大村都市交通計画課長 金子開発指導課長 小峰開発審査課長 宮崎都市整備課長 中村駐車場対策課長 山田相模大野駅周辺整備事務所長 小山小田急相模原駅周辺整備事務所長 中野建築総務課長 山口建築指導課長 石田建築審査課長 石井住宅課長 小室同課主幹 金子同課主幹 内田営繕課長 内田土木計画課長 三上同課担当課長 坂本土木システム推進室長 河本国県道対策室長 小菅道路管理課長 神保道路整備課長 小池道路補修課長 石井下水道管理課長 柳川下水道料金室長 石川下水道整備課長 榎田河川整備課長 笹野南土木事務所長 榎田契約課長 篠崎同課課長代理		

事務局 職員	近藤議事調査課長 佐藤同課議事班主幹 中村同課調査班担当課長
-----------	-----------------------------------

会議に付した事件	議案第 5 6 号 工事請負契約について（相模原市営田名塩田団地建設工事（その 3）） 議案第 5 7 号 工事委託協定について（南橋本駅東西自由通路整備工事） 議案第 6 0 号 市道の認定について 議案第 6 1 号 平成 1 6 年度相模原市一般会計補正予算（第 1 号・所管部分） 議案第 6 2 号 平成 1 6 年度相模原市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号） 議案第 4 6 号 平成 1 5 年度相模原市一般会計歳入歳出決算（所管部分） 議案第 4 8 号 平成 1 5 年度相模原市下水道事業特別会計歳入歳出決算 議案第 5 0 号 平成 1 5 年度相模原市自動車駐車場事業特別会計歳入歳出決算 委員会行政視察について
傍聴者	あ り
署名	委員長

午前 9 時 3 0 分 開会

○川田委員長 ただいまから建設委員会を開会する。

出席委員は 9 名で定足数に達している。

お諮りする。本日の委員会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川田委員長 異議ないので、これを許可する。

これより審査に入る。



議案第 5 6 号 工事請負契約について（相模原市営田名塩田団地建設工事（その 3））

○川田委員長 議案第 5 6 号工事請負契約についてを議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったら、願います。

○吉田建築部長 議案第 5 6 号工事請負契約について補足説明する。

本議案については、平成 1 2 年度に建設に着手した市営田名塩田団地整備事業の 3 工区として整備するものである。議案集の 6 ページをごらんいただきたい。

工事の名称は、相模原市営田名塩田団地建設工事その 3 である。

工事の場所は、相模原市田名塩田 3 丁目 3 0 3 番であり、案内図は 7 ページの関係資料を参照いただきたい。

8 ページ及び 9 ページの配置図を参照いただきたい。市営田名塩田団地整備事業は、相模原市住宅基本計画に基づき、市営住宅の計画的な供給を図るために実施するものであり、2 5 0 戸の住戸を建設し、全体工事を 4 工区に分け、順次、建設をしているものである。現在までに 1 及び 2 工区が完成しており、入居世帯数は 1 3 2 世帯となっている。本工事の住宅の概要については、一般世帯向け計 4 9 戸、高齢者世帯向け計 1 5 戸、身体障害者世帯向け計 2 戸の合計 6 6 戸である。なお、附属施設として、駐車場及び自転車置き場などを配置するものである。

1 0 ページの平面図を参照いただきたい。1 階から 3 階の部分は、主に高齢者世帯向け及び身体障害者世帯向けの住戸を配置し、1 階平面図下側

の生活相談室及び団らん室は、高齢者世帯向け等の施設として緊急通報装置の設置や生活援助員を配置して運営を行うこととしている。なお、4階以上の階については、一般世帯向けの住戸を配置している。

12ページを参照いただきたい。9階及び10階の屋上の一部に、ヒートアイランド現象の緩和に配慮した屋上緑化を行うものである。

なお、入居の時期については、本工事は平成18年3月中旬の完成を予定しているので、平成18年4月を予定している。

以上で、議案第56号の補足説明を終わる。

○川田委員長 これより質疑を行う。

○阿部委員 まず、入札に関して伺う。落札率が99.58%、それから2つの企業体が辞退し、結果として入札参加企業は5企業体、最高から最低までの差額を見ても、7億を超えている入札価格の中で306万円と、決まりの中で問題があるわけではないが、市民感覚として、この入札状況を見たときに、本来の入札の目的である競争性の確保が保たれているかどうかというところで、当然、疑問に思われる市民の方もたくさん出られると思う。以上の点を踏まえて、何点か伺う。

まず、共同企業体の構成がどう組まれたのかも含めて、分母の対象がどれだけあったのか。それから、最低制限価格制度が改正されていると思うが、今回、改正前と比べて、何か影響があったのか。もしくは、今回だけではなくて、改正によってこういう影響を想定していたというところがあったら願います。

○榎田契約課長 まず、共同企業体の構成についてだが、前提として、相模原市の共同企業体取扱基準により、予定価格が6億円以上の工事については、工事内容や技術的な面を勘案し、JVで実施することになっている。今回は、過去の住宅建設の発注形態等を考慮し、市内業者2社による共同企業体とした。この分母の対象については、まず条件として、市内業者であることのほかに、いわゆる経営事項審査結果通知書の総合評点——現在は総合評定値と呼んでいるようだが、それが750点以上の業者で、しかもJVなので、2社を合計した点数が1,700点以上ということで想定した。750点というのは、実際にはAランクの業者と一部のBランク

の業者が入っている。そこで、BとBというふうな組み合わせになってはまずいということから、AとA、もしくはAとBの組み合わせを想定し、1, 700点以上ということで設定したものである。こういう条件設定をして、21業者が対象としてあり、2社のJVなので、最大で考えると10企業体の結成が可能だったが、そういった中で7つの共同企業体から申請があった。そのうち、入札の当日までに2つの共同企業体から辞退があったので、結果として5つの共同企業体による入札が行われた。

それから、最低制限価格制度の改正を行ったわけだが、前年度に比べてどうかという御質問だが、平成15年度にも同じように最低制限価格の見直しを行っている。そのときには、かなり全国的にもまれな制度であったが、最低制限価格が入札の結果によって決まるという方式に改正した。具体的には、入札された札の平均値等から最低制限価格を算出するというところで、入札価格連動型といった制度にした。いろいろとらえ方はあると思うが、当初はかなりいいところで落札されていたものが、だんだんと高どまりするというふうな傾向になってきたので、16年度については再び制度改正をし、設計上の工事費に一定の率を掛けた計算の方式によって最低制限価格を算出するというふうな制度にした。この制度は、裏返してみると、結果的には、土木の工事では75から80%ぐらいが最低制限価格になり、建築については85%程度が最低制限価格になるような算式になっているが、そういったもので現在まで実施してきた。今回の工事に当たって、その制度改正が影響したかということだが、御質問にあったように、結果的には99.58%という高い率での落札だったので、これに直接影響があったというふうにはなかなか言いがたいが、16年度の落札状況を見ると、昨年度の全体の平均が90.27%で、現在までのところ87.30%ということで、全体的には下がってきているということなので、一定の効果はあったのだろうと思っているが、今後は推移を見守ってまいりたい。

○阿部委員 最低制限価格のところでは全体的に効果が出てきているということなので、引き続き推移を見ていただきたいと思うが、今回に関しては99.58%の落札率というところで、予定価格が公表されている

影響等もあるのかという印象を受けてしまう。市の建築単価が高過ぎるのではないかという人もいるし、逆に言うと低過ぎるという人もいる。今回、これだけ辞退が出ていたり、幅がなくなっているのを見ると、やはりこれはどうなっているのかと思ってしまう。その辺に関して、どうとらえているのか。

○榎田契約課長 本市では、平成11年に下水道工事の一部について予定価格の事前公表の実施を始めたが、現在では2,500万円以上の条件付一般競争入札——これは郵便入札でやっているが、これについてはすべて事前に公表している。委員お話しのとおり、確かに予定価格を公表すると、その価格が一つの目安になって、競争が制限されるとか、落札率が高どまりするとか、業者の積極的な積算をする姿勢を損なわせるといった理由から、非公開にするというふうな考え方も確かに一方にはある。ただ、現在も公共事業をめぐり、事前に予定価格が漏えいしたり、適正な競争を妨げるようなことがあり、不祥事が絶えないということも事実であり、こうした入札制度の防止だとか透明性を確保する上からも、最近では多くの地方自治体が予定価格を事前に公表しているということも現実である。こうした中で、相模原市では現在のところ、事前公表を行っていきたい。

○石井住宅課長 建築単価の関係についてお答えする。市の積算方法については、基本的には国土交通省、あるいは神奈川県建築工事費積算基準によって行っている。具体的に言うと、数量の積算等については国基準で施工単位当たりの単価、そして刊行物にある市場単価ということで、そういう方式を採用している。また、実勢単価等の把握にも当然努めており、それ以外にないものについては、市の歩がかり委員会で歩がかり積算方式を確立して積算しているので、単価積算については適正であると考えている。なお、積算に当たっても、材質の精査をしたり、あるいはできるだけ既製品を使うという形の中で、コストの縮減に努めている。

○阿部委員 単価の積算に関しては基準どおりやっているということだが、企業の方々に利益が出ないような厳しい価格設定になってしまうと、結果として工事自体の質の方に影響が出るようなことになってしまうと心配という印象を多くの方が持たれると思う。その辺はまだ見守る必要があ

と思うので、その辺を念頭に置きながら進めてもらいたい。

続いて、住宅基本計画について伺う。国で三位一体改革が進められているが、住宅建設の方にも大きな影響があると思う。その辺、市の方ではどのように対策を考えているのか。

○石井住宅課長 国の三位一体改革に伴う補助金の関係だが、市営住宅にかかわる影響については、従前の公営住宅整備事業費補助金が大幅に削減されているという状況があるが、その分、新たにまちづくり交付金という制度ができ、国の方から、なるべくまちづくり交付金の方に移行してほしいというような形で指導を受けている。それに伴い、従前の公営住宅整備事業費補助金では、国庫債務負担行為という形で2カ年の担保をいただけたが、まちづくり交付金になり、単年度の認定という形になってきており、住宅については規模的に見ても2カ年の事業という形がどうしてもあるので、国の承認をいただくのに苦労している。そのため、国から全体設計承認をいただき進めていく。なお、これから国庫補助金についてはさらに厳しくなるように考えている。住宅建設に向けて、既に住宅用地を確保している部分は何件かあるが、それについては国庫補助金の導入を受けた住宅用地ということがあるので、県、国の方に強力に働きかけ、用地補助をいただく形の中で、優先的な配分、しかも公営住宅の2カ年担保ができるような国庫補助金の確保に向けて取り組んでいるところである。

○阿部委員 国の制度が変わった中で、補助金をもらって土地を確保しながら計画を推進していくということなので、それはぜひ進めていただきたいと思う。ただ、今、国の制度が変わったり、いろいろな状況を見ていくと、市の方でもう一度、市営住宅基本計画の最初の精神に立ち返り、どういうところで始まって、今、どういうところにいて、そのときの情勢と今がどう違って、求められているものがどのようになっているのか加味していかなければいけないところが多々あると思う。

3月の建設委員会で、川田委員からの質問で、上九沢第3工区の応募倍率が新設だと3.5倍、空き家だと1.5倍という話があった。そのときはそこで終わってしまったが、一つの切り口ということで、空き家と新築の募集はどのような状況にあって、この背景を市はどのようにとらえている

のか。

○石井住宅課長 平成10年度は、新設で古淵住宅があり、15.6倍だった。そのときに並行して空き家の募集もしており、10.8倍だった。11年度は、新設で東第2、田中第2があり、7倍、空き家は12.1倍だった。12年度は、新設で淵野辺本町があり、13.4倍、空き家は12.4倍だった。13年度は、新設で上九沢団地と田名塩田団地があり、3.6倍、空き家は15.1倍だった。14年度になり、新設で上九沢団地があり、4.1倍、空き家が18.1倍だった。15年度は、新設で上九沢団地と田名塩田団地があり、3.8倍、空き家が16.7倍となっている。新築募集のうち、10年と12年に募集した古淵と淵野辺本町については、倍率が10倍以上、15.6倍、13.4倍と非常に高かったが、比較的、利便性がよかったということと、30戸以内ということで戸数が少なかったということが影響しているのかと思っている。また、上九沢団地と田名塩田団地については、3.6倍、4.1倍という倍率だったが、ここについては募集戸数が100戸以上、13年度で145戸、14年度で101戸、15年度で198戸ということで、戸数が非常に多かったという部分と、一面では利便性の面も少しあって、低かったのかと思っている。なお、空き家募集の倍率が高いということがあり、平均12倍以上が多いが、人気の高い住宅が入っている場合は高くなり、平均的に引き上げられている状況がある。この6月に募集した際の一番高い倍率は122倍ということで、これも非常に利便性がよいというような状況の中で、そのようになっている。

○阿部委員 今の質問で確認したかったことは、空き家でも古くても何でも入りたいという人が多いのか、もしくは新築で恵まれた物件なので入りたいのか、もしくはたとえ空き家であっても市営住宅は魅力的なんだというところがあるのか判断したかった。3月の建設委員会で助役から説明をいただいているが、そのときには、そもそも市営住宅、公営住宅の制度が始まったのは、一般国民の住宅事情がよくないという前提に立ち、今住んでいるものがよくないので、よいところに公営で補助をするということだった。むしろ、一般の人たちよりもよくなるのがある程度、当然のよ

うな前提もあったという背景を伺っている。ただ、今、公営住宅をつくっていくときに考えなければいけないことは、やはり宝くじに当たったような印象を与えてしまうようなものではだめだと思うし、本当に住宅を困った人たちがこの倍率のように山のようにいて——目標達成まであと少しというのは数字を見ればわかるが、目標がそもそもそれだったら、もっとたくさんつくらなければいけないのではないか。財政がどうこうではなくて、本当に必要なものだったらつくらなければいけない。そうではなくて、そもそもの目標設定を見直す時期に来ているのではないかということだったら、再度、基本計画を考え直さなければいけないところもあると思う。そういう視点で考えながら、これからのところもやっていただきたいと要望する。

○加藤委員 私も入札制度に関連して伺う。先ほど、今年度、最低制限価格制度を改正した結果について質問があったが、私がこれまでの入札状況を見る限り、昨年に比べて大幅に失格者が出ている印象を受ける。最低制限価格が公表され、応札に当たって、それぞれの企業体はかなりシビアな計算をした結果、最低制限価格を下回ってしまったということだと思うが、こういう状況をどのように受けとめているのか。

○榎田契約課長 今回の住宅の入札状況についてということだが、各社が大幅に高い率での入札をしているということと予定価格が事前に公表されていることについて、この結果をどのように受けとめるかという趣旨の質問と理解したが、入札制度については、ここ数年、毎年のように制度を改正しており、特に平成13年に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、いわゆる入契法が改正されて以後、いろいろな点で本市においても制度改正をしてきた。そういった中で、先ほども申し上げたが、予定価格の公表については一長一短あるわけだが、公表することのメリットが大きいということから、先ほど申し上げたように、今のところ、今後でも事前公表していきたいと考えている。今回、公表によって高どまりしたのかどうかというふうな趣旨の質問とも受けたが、予定価格を公表することとは、即、市で希望している上限の価格であるということなので、それがあったことによって、すべてそこに行くかどうかということとは、業

者が設計図書等を購入し、具体的に実行予算を組む上で積算し、その積算の結果で札が入れられるということで、何とも申し上げられないが、今回の入札状況については、そういった積算等が行われた結果の数字であると受けとめている。

○加藤委員 ちょっと私の質問の仕方が悪かったが、入札制度を改正してから失格が物すごくふえているということだが、状況によっては1万円単位で拮抗して、失格になっている部分がある。そうした中で、一方で、こうした価格競争だけで決めてしまっているのかという議論がある。入札に当たっての総合評価というか、価格以外の要素を含んだ入札のあり方という部分について、私どもの方でも議会で取り上げたことがあるが、社会貢献度だとか、さまざまなことを考慮した入札を既に実施しているところもあるやに伺っており、こうした考え方も必要ではないのかと思うが、その点についてはいかがか。

○榎田契約課長 確かに最近の入札では、特に今回の案件のような土木に関してはかなりの失格が出ている状況がある。これは、まさしく最低制限価格制度を改正したことによるものであると受けとめている。予定価格を公表し、最低制限価格を計算式にしているという状況から、ある程度、設計図書から積算が可能であるというところで、最低制限価格に近いところで入札がされてきており、最低制限価格を割るような入札がかなり出て、そういうところで失格が出ていると承知している。ただ、落札の状況、率等については、不適切なものであるとは思っていない。

それから、それに関連したただいまの質問だが、言われるように、確かに価格だけの競争ではいろいろと問題も出ており、全国的にも課題になっている。そうした中で、全国を初め、市町村の建設関係の業界など、いろいろなところで要望がある。そうした中で、ごく最近の情報では、6月の国の中央建設業審議会において、入札契約の適正化に関する検討委員会 ― 現在、先ほど申し上げた入契法があるが、さらにそれがつくられて既に3年が経過しているという中で、その検討委員会の設置の了承がされ、価格だけではなくて技術力等も重視した制度を検討していくというふうな流れになっていると承知している。これは、国において、いわゆる総合評価方

式といわれるもので、内容的にはいろいろなものがあるが、そういった制度を取り入れることについての検討もされ、部分的に導入もされている。実際にこういった制度が適用できる工事というのは、市町村レベルでは比較的少ないという状況の中で、中核市等も調べてみたが、やはりまだそこまで至っていないという状況で、一、二市が検討を始めようかという段階だと承知している。ただ、国等においては、先導的にやっている。対象の案件だとか制度の内容については、今後、先ほど言った委員会の中で検討されるということもあるので、そういったものも注視しながら、制度等についても調査研究してまいりたい。

○加藤委員 中核市についても一、二市が検討を始めたということだが、これからやはり社会貢献度等を加味した評価の仕方というのは大きな流れになってくるかと思われるので、そうした中で、本市としてもこれからしっかりその辺の研究を進めていってほしい。

○田中委員 今回の入札に関しても予定価格と全く同額であったり、あるいはぎりぎりの金額であったりという入札状況だが、今までの経過の中で施工請負金額が非常に厳しいのではないかと感じている。今現在、下請業者へのしわ寄せが心配されるが、その辺についてはどうなっているのか。

○榎田契約課長 下請業者についての質問だが、今回の工事そのものの落札率等によって云々はどうかとは思いますが、一般的な下請へのしわ寄せの関係、特にダンピングの場合にそういったことが懸念される。いわゆる下請業者への指導等については、先ほど申し上げたが、平成13年にできた入契法の中で、施工体制台帳の写しの提出を発注者に義務づけるとか、2次下請以下の下請契約についても請負契約書に添付をさせるとか、そういったことが定められており、そのように本市でも行っている。こういうものに違反をすると、建設業法では営業停止等の指示処分をされるということにもなっている。具体的に本市では、下請がある場合には、当然、下請押印通知を提出してもらうことにもなっているし、落札をして契約の段階で、注意を書いた紙面等を渡し、指導している。そのほか、国や県等から、当然、適正な下請についての通知等もあるので、関係団体にそういっ

たものを通知したり、そういった形で指導している状況である。

○田中委員 現在の仕組みの中で、下請の全体像が把握できているのか。

○榎田契約課長 市に提出される下請通知をもって把握しているのが実態である。そのほかについては、直接現場を担当している現場監督員等によって実態が把握されていると承知している。

○田中委員 その場合、直接現場を担当している人たちの意見の集約はされているのか。

○榎田契約課長 先ほどお答え申し上げたように、施工体制台帳の中に一連の下請等については記載されることになっているので、これをもって確認できることになっている。

○田中委員 末端の下請業者の声を聞くと、とにかく市の事業というのは、やらないよりもやった方がましだと。仕事がないよりもあった方がいいという気持ちでやっているんだという意見が最近かなり強い。一番底辺の実態を把握して、適正な価格かどうか、そういう角度からもやっていく必要があると思う。そのことを意見と要望として申し上げておく。

それから、工事請負契約に関連して、このところ、談合情報が多い。私のところにも、7月30日、それから10日置いて8月11日にファクスが入ってきたが、談合情報がかなり最近目立ってきていると思う。この背景、市の対応についてはどう考えているのか。

○榎田契約課長 お話のとおり、今年度においても7月29日、引き続き8月9日と、下水道について2件の談合情報があった。これについては、本年6月1日で改正させていただいた相模原市の談合情報対応マニュアルにのっとって対応し、事情聴取等を行った中では、今回は2件とも寄せられた情報の信憑性が非常に高いということがあり、入札の中止をした経過がある。こういった情報が寄せられるということは大変残念なことである。先ほども申し上げたが、市発注の入札や契約の制度については、諸状況を考慮した中で、最近では毎年見直しを行っており、談合については市のマニュアルにのっとって厳正に対処するということで、特に改正のマニュアルでは、談合情報と定義された情報が寄せられた場合には、その内

容のいかに問わず、公取委に通知をし、状況によっては警察にも通知するという形にさせていただいた。さらに、そういった談合だとか不正行為があった場合は、市へ賠償金を支払うという内容も契約書に定めている。今後においては、入札契約制度の改正だとか運用について、公共工事をめぐる諸状況を踏まえながら、入札の透明性だとか競争性をより高め、制度の信頼性の向上を目指した視点で行ってまいりたい。

○田中委員 こういう談合情報が多くなっている背景について、どのように考えているのか。

○榎田契約課長 談合があったかなかったかということの事実確認もなかなか難しいというふうな市側の立場もあるが、一般的な話としてお話しさせていただければ、やはり公共工事が全般的に減少してきている中で、競争性がかなり厳しくなっているということも一つの要因であるのかとは感じている。これをもってすべてということではないと思うが、このくらいの話しかできない。

○田中委員 談合情報が多いから問題だという意味もあるが、やはりこういう情報を積極的に公開するということについて、引き続いてお願いしたい。

市営住宅そのものについてだが、例えば採光、あるいは風通しについてはどのような工夫がされているのか。特に日本の場合、風通しだとか日当たりを非常に気にするが、上九沢団地を見せていただき、それがされているのか疑問を感じた。現在、既に上九沢団地に入居されている方からそういった意味での意見は聞いているのか。

○石井住宅課長 御承知のように、上九沢団地については、従前の上九沢住宅が254戸で、2倍以上の住宅を確保しようという目的を持ち、計画した。そのため、高層化、あるいは高密化という状況になっている。しかし、各住戸の住環境をよくしなければいけないというのは当然のことである。南北に配置を切り、雁行配列といい、斜めに配置をさせた形で工夫をしている。しかし、今言われたように、全体の建物がすべて同じ向きではなく、南東向き、あるいは南西向きというような形で、日照において、団地内で多少の差がある状況がある。なお、先ほど言った雁行配列をした

ことにより、3面から日照、あるいは通風がとれている。戸数をたくさん入れるということ、建物の配置を工夫してやらせていただいているということで、それぞれの住宅については3面から日照、あるいは通風があるということで御理解いただきたい。

○田中委員 今、設けているのかいないのかわからないが、入っている方の意見を聞く場を設けていただきたい。それを新たな市営住宅建設に生かしていくというやり方をとるべきだと思う。その点はやっているのか。

○石井住宅課長 上九沢団地については、住民のアンケートをとらせていただいている。今、言われた日当たりが悪いというような部分は建物の向きにより生じているが、それ以外については、今後の住宅整備に当たり参考にさせていただくということでアンケートはさせてもらっている。

○田中委員 間取りの件だが、BとC、それからDとEは全く同じだが、高齢者世帯向けと一般世帯向けに分かれていると。これは恐らくバリアフリーの考え方から、こういうふうに分かれているのかと思うが、建設費に差があるのか。

○石井住宅課長 市営住宅の整備基準の中では、高齢者と一般世帯で特に差異はない。ただ、高齢者住宅については、室内の廊下に手すりをつけたり、高齢者の生活安全確認という目的のために、緊急通報装置を設けており、その2点が一般世帯と主に違うところである。1戸ずつの確認をすると、おおむね50万円ほど高齢者住宅にはかかっている状況になっている。なお、先ほども図面の方で説明したが、それ以外に高齢者が生活相談をする部屋、団らんをする部屋というのを高齢者住宅を設けた場合につくらせていただいている。

○田中委員 何世帯分が高齢者向けで、何世帯分が一般世帯向けと分けて募集するのはいいと思うが、手すりと緊急通報システムでそのぐらいの差だったら、一般世帯向けにもつけた方がいいのではないかと。一般世帯といっても、いつ手すりが必要になるかわからないし、緊急通報システムがあれば、さらにいいということになる。一緒にしたらどうかと思うが、その点はいかがか。

○石井住宅課長 先ほど申し上げたように、公営住宅法の整備指針に

基づいて実施をしているが、すべての住宅になると、いろいろな問題があり、現在はやっていない。やむなく介護保険を受ける方については、内部の改造承認という形でやらせていただき、どうしても必要な方については、介護保険の方と連携をとりながら実施をしているので、御理解いただきたい。なお、既存住宅については、市営住宅ストック総合活用計画の中で、共用部分、場合によっては個別住宅の手すり等の改善というようなことも順次進めている。

○田中委員 整備指針があるからできないという問題ではないと思う。先ほども申し上げたが、高齢者でなくても、手すりに世話になる場合もあると思うし、場合によっては妊婦も世話になる場合があると思う。介護保険との関係ももちろんいいかもしれないが、最初からついていけば問題ないわけである。介護保険の場合は、私も一度手がけたことがあるが、高齢者にとっては手続そのものが大変である。金額も限られており、しかもそのぐらいになるとバリアフリーの問題もかなり出てくる。その程度だったら、新しいものについては最初からつけておいた方がいいのではないかと思うが、検討の余地があるのか。

○吉田建築部長 今後、少子高齢化に向かっていくので、一般世帯についても当然、対応しなければいけないということで、建設省でも長寿社会対応型住宅ということで、ハード的には高齢者も一般世帯も、将来、車いす等を使うようになって支障がないような設計をしている。しかし、ソフト的な問題があり、先ほどの通報装置等については、補助金等もあり、対象にならない部分もある。そういうふうな形で高齢者と一般世帯を分けているが、今、お話ししたように、一般世帯も将来、高齢者が利用しても支障がないように、廊下の幅だとかハード的なものは、設置なり設計で対応しているということで御理解いただきたい。

○川田委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第 5 6 号工事請負契約については、可決することに賛成の諸君の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○川田委員長 起立多数。

よって、議案第 5 6 号は可決すべきものであると決した。



議案第 5 7 号 工事委託協定について（南橋本駅東西自由通路整備工事）

○川田委員長 議案第 5 7 号工事委託協定についてを議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったら、お願いします。

○内田都市部長 議案第 5 7 号工事委託協定については本会議で説明したとおりだが、工事の内容について補足説明する。議案集の 2 2 ページをごらんいただきたい。

工事の概要としては、東西自由通路の幅員は 5. 5 メートルで、延長は 7 2. 5 メートルである。また、東西にエレベーター及びエスカレーターを 1 基ずつ設置するものである。このことにより、鉄道により分断された南橋本地区の東西の均衡ある発展と駅利用者の利便性の向上、駅周辺のバタフリー化を図るものである。

以上で補足説明を終わる。

○川田委員長 これより質疑を行う。

○加藤委員 鉄道によって分断された東西の市民の行き来の問題も当初の目的にあるわけである。この東西自由通路は当然、橋上駅舎に面しているので通行が多くなるが、自転車の通行、あるいはエレベーターの自転車の利用について伺う。

○大村都市交通計画課長 今回の自由通路については、駅利用者の東西の行き来について、歩行者のサービス水準を確保するということで規模、構造を決めている。その中で、自転車を通行させてしまうと、通行上の妨げになってしまうおそれがある。このため、自転車の通行については、現

在、できない状況になっている。ただ、自転車については、駅の東側に新たに駐車場を整備する予定なので、これによって駅利用者の利便性の向上が図られ、踏切を横断する人も少なくなると考えている。

○加藤委員 自転車と人との衝突というのはいろいろな地域でも問題になっているかと思うが、利用者のマナーに頼るということが大きな前提になり、結論的に難しいかと思うが、きちんとした注意喚起を求めた上で、東西通路を自転車が行き来するということとはできないのか。駐輪場をつくったはいいが、迂回してまた違うところに自転車で行くということも考えられる、ここの地域の事情もあるので、今のでだめということではなく、ほかの地域のことも含めて、今後も研究を続けていただければと思う。その点を要望しておく。

○田中委員 東西自由通路そのものについては、地元の要望がかなり強いので、これをかけることについては賛成である。本会議でもＪＲの費用負担についてはやっているが、工事費の総額が幾らで、国庫補助が幾らで、県の補助が幾らで、市の負担額が幾らで、ＪＲの持ち分がどのくらいになるのか。

○大村都市交通計画課長 全体事業費として１４億１，１８０万が債務負担行為の設定額である。このうち、国の補助金として２億１，０００万、県の支出金として４，３６０万、地方債として９億１２０万、特定財源としては合計１１億５，４００万である。ＪＲの負担としては、地平駅舎から橋上化になるということで、現状の地平駅舎部分の負担分と、機能増強をする部分として、新たに構内にエレベーター、エスカレーターを設置するので、その部分が該当になっている。現在考えられているＪＲの負担は約４，３００万円ほどである。

○田中委員 ４，３００万というのは、約５％である。国の補助が２億何千万、県の補助が４，０００万だが、そういうところを引くと、ほとんど市が負担しなければならなくなる。駅舎はもちろんだが、自由通路の整備をやることは、安全対策だとか利用者サービスから、鉄道事業者の当然の仕事だと位置づけられているが、その点について、ＪＲとの交渉のやりとり——相変わらずＪＲは国鉄のままでいるのかというようなことも含

めてお答え願う。

○大村都市交通計画課長 自由通路については通路という形なので、市の財産、市の施設となるので、全額市が負担することになる。なお、ＪＲ側の負担については、旧自治省——現在の総務省から、従前の取り扱いを参考にしながら、適切に対処していくように指導があった。このことはＪＲ側も十分承知している。市としては、国庫補助、あるいは県の補助を受けてやっていく事業であり、例えば国の会計検査を受けるという状況もあるので、そういった中で負担は従前の中での対応という形で進められてきている状況である。

○田中委員 自由通路について１００％負担するというのは、ＪＲの言い分なのか、それとも市の方でもそういう共通認識を持っているのか。

○大村都市交通計画課長 南橋本の自由通路については、ＪＲとの協議の結果である。

○田中委員 この問題については、かなり国会でも議論されている。１９９７年に議論され、当時の運輸大臣が、まちづくりを利用して、ＪＲの負担を軽くするというのはやり過ぎであると。寄附行為そのものは禁じられているが、まちづくりにかかわってそうすることはいいのではないかというふうな考えがある。しかし、ＪＲはやり過ぎだということで、ＪＲについて運輸大臣が指導するという答弁をしっかりとっている。これは自由通路の問題も含めてだが、そうすると、１００％で当たり前ということはＪＲとしては言えないと思うが、相変わらず言い続けているのか。

○大村都市交通計画課長 各年度末、あるいは最終的な工事完了後の精算時に協議した中で、ＪＲ側からも事業費の低減化に向けた努力はしていくと伺っている。

○田中委員 いずれにしても、１４億数千万かかる工事でＪＲが４，３００万の持ち分というのは、やはりやり過ぎということがまだ直っていない——直っていないというか、そのままである状況が続いていると思う。これは公共交通なので、鉄道事業者が乗客の安全、利便性を図っていく、駅前を便利にするというのは当然のことである。国鉄からＪＲに変わっても、相変わらず頭の中は国鉄のようにかたいという状況ではないかと思う。

これについては、相模原市だけではないが、地方自治体が全体として頑張る必要があると思う。頑張っておられるとは思いますが、そういう交渉はされているのか。

○内田都市部長 ＪＲと当然、そういう協議はしている。例えば近傍に踏切等があり、その踏切を廃止するというようなことになれば、ＪＲが踏切にかかわる管理費等を東西自由通路について出すわけだが、今回については、市の計画に基づいて、そこに住んでいる方の利便性の向上という中でやっており、むしろ、ＪＲの方はそれによって駅舎の位置が変わるという形になったので、これについてはＪＲと十分協議した中で、市が全額出すと。しかもこれは国庫補助を受けているので、当然、会計検査にも当たり、通常、今まではこういう形でやらせていただいているところである。

○田中委員 たしか淵野辺駅の自由通路を拡幅するときも、市が全額負担をした。ほかの地方自治体も大体そうなっているようである。ただ、これについては、国レベルで問題にされているし、地方自治体からもいろいろ声が上がっていると思う。確かに地元要望が多く、それを受けて地方自治体がやるというのは当然のことだと思う。ただ、だからといって、ＪＲが本来の鉄道事業者としてあるべき使命をわきに置いて、自治体に費用を肩がわりさせるというやり方はぜひ改めていただきたい。そのために頑張っていただきたい。

○川田委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第５７号工事委託協定については、可決することに賛成の諸君の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○川田委員長 起立総員。

よって、議案第５７号は可決すべきものと決した。



議案第 6 0 号 市道の認定について

○川田委員長 議案第 6 0 号市道の認定についてを議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったら、お願いします。

○岩本土木部長 議案第 6 0 号市道の認定について、本会議の説明に補足して説明する。議案集の 3 0 ページをごらんいただきたい。

なお、今回提案している路線のうち、別図 5、9、13 の路線の一部が片側隅切りとなっている。これは、開発において開発者に隅切り設置の指導を行ったが、結果として隣接地権者の協力が得られなかったことによるものである。なお、別図 13 については寄附受納によるものである。

それでは、以下別図により、その概要を説明する。

まず、32 ページの別図 1 から 37 ページの別図 12 までの 12 件 16 路線については、開発行為により市に帰属された道路を認定するものである。

別図 1 は、上鶴間本町 1 丁目地内で、開発面積は約 4,700 平方メートル、専用住宅 29 宅地。別図 2 は、上鶴間本町 1 丁目地内で、開発面積は約 3,500 平方メートル、専用住宅 23 宅地。別図 3 は、上溝地内で、開発面積は約 2,900 平方メートル、専用住宅 20 宅地。別図 4 は、古淵 1 丁目地内で、開発面積は約 1,300 平方メートル、専用住宅 9 宅地。別図 5 は、田名地内で、開発面積は約 9,800 平方メートル、専用住宅 48 宅地。別図 6 は、西橋本 1 丁目地内で、開発面積は約 1,300 平方メートル、専用住宅 9 宅地。別図 7 は、西橋本 3 丁目地内で、開発面積は約 8,100 平方メートル、専用住宅 53 宅地。別図 8 は、西橋本 4 丁目地内で、開発面積は約 4,400 平方メートル、専用住宅 25 宅地。別図 9 は、東大沼 4 丁目地内で、開発面積は約 1,400 平方メートル、専用住宅 10 宅地。別図 10 は、星が丘 4 丁目地内で、開発面積は約 6,000 平方メートル、専用住宅 36 宅地。別図 11 は、南台 2 丁目地内で、開発面積は約 1,800 平方メートル、専用住宅 11 宅地。別図 12 は、宮下本町 3 丁目地内で、開発面積は約 2,000 平方メートル、専用住宅 1

6 宅地のそれぞれの開発行為によるものである。

次に、38 ページの別図 1 3 から 39 ページの別図 1 6 までの 4 件 4 路線については、道路敷の寄附受納に伴う市道の認定である。

別図 1 3 は、千代田 7 丁目地内で、地権者 10 名 9 筆。別図 1 4 は、淵野辺本町 3 丁目地内で、地権者 31 名 5 筆。別図 1 5 は、相模大野 1 丁目地内で、地権者 8 名 10 筆。別図 1 6 は、西大沼 2 丁目地内で、地権者 23 名 21 筆のそれぞれの寄附によるものである。

以上、御説明申し上げた議案第 60 号市道の認定について御決定いただくと、20 路線 1,805 メートルが新たに追加され、市道の総路線数は 8,563 路線、総延長は約 1,650 キロメートルとなる。

○川田委員長 これより質疑を行う。

○田中委員 相変わらず開発に伴う道路では袋小路が多いという感じがする。これは防災上の点からも、一定の基準を設けるとかして、袋小路をなくす方向にすべきだと思うが、その点はいかがか。

○内田土木計画課長 市の方としても、業者になるべくそういう道路形態にならないようにということで指導をしているが、地形上の状況とか、いろいろな中で、やむを得ずそういうことになっている。極力、そういうことがないように指導はしている。

○田中委員 以前に比べると、率としては減っているか、それとも余り変わらないのか。

○内田土木計画課長 平成 13 年ごろでは 105 件、事前協議の中では 130 件で、15 年度においては事前協議の中で大体 120 件ぐらいということで、この二、三年は大体同じぐらいの件数である。

○田中委員 先ほども申し上げたように、防災上の観点から、法律では許可されているということだが、できるだけ開発業者との話し合い、あるいは地元との話し合いを強めて、袋小路を少なくする方向をとっていただきたい。

○川田委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第 6 0 号市道の認定については、可決することに賛成の諸君の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○川田委員長 起立総員。

よって、議案第 6 0 号は可決すべきものと決した。

休憩する。

午前 1 0 時 4 8 分 休憩

午前 1 1 時 0 0 分 開議

○川田委員長 再開する。

◇○◇

議案第 6 1 号 平成 1 6 年度相模原市一般会計補正予算（第 1 号・所管部分）

○川田委員長 議案第 6 1 号平成 1 6 年度相模原市一般会計補正予算の本委員会所管部分を議題とする。

提出者の提案理由の説明を求める。

〔岩本土木部長、内田都市部長説明〕

○川田委員長 これより質疑を行う。

○田中委員 バス対策事業について、上田名のバスターミナルの検討に入ることだが、実際に今考えられているスケジュールはどうなっているのか説明願う。

○大村都市交通計画課長 予算がついたら、今年度は調査をかけ、整備計画の基本計画をとり行い、大体の位置、面積等が確定したら、土地の手当てをし、そして整備に向けて進めていく。現在のバス交通対策基本計画においては、1 8 年度整備という目標を立てている。

○田中委員 1 8 年度整備というのは、1 8 年度には整備が完了する

ということか。

○大村都市交通計画課長 現在、それに向けた努力を進めるということ
とで、予算の状況、位置の問題、そういったものが確定しないと明確には
できないが、一応、目標としては18年度中に整備をしていくという考え
方である。

○田中委員 地元のターミナルについての要望というのは強いと思う
が、ターミナル周辺の地元への説明については現状、どうなっているの
か。

○大村都市交通計画課長 地元から要望が強く出てきているが、具体
的な整備計画そのものがまだ固まっていない。そのための調査という形な
ので、これからその内容等が詰まってきたら、地元への説明も行ってい
きたい。

○田中委員 いわゆる一定の計画ができてから地元へ説明をしたいと
いう答えだったが、その前にいろいろな要望だとか意見を聞く機会が必要
だと思うが、その点についてはいかがか。

○大村都市交通計画課長 地元の方から要望等も出てきている、下田
名の方からの乗り継ぎ、あるいは大島の方からの乗り継ぎ、あるいは望地
の方からの乗り継ぎの部分も踏まえた調整を図っていく必要があると思っ
ているので、ある程度の内容が詰まった段階でお話はさせていただきたい
と思っている。

○田中委員 地元の自治会からも要望が出されていると思うので、い
ろいろな角度から要望を反映してほしい。計画ができてしまうと、大体、
動かないのが相場であり、動かすのも大変なので、ぜひその点は地元の意
見を大切にやっていただきたい。

○川田委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって一般会計補正予算の本委員会所管部分の質疑を
終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第 6 1 号平成 1 6 年度相模原市一般会計補正予算の本委員会所管部分は、可決することに賛成の諸君の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○川田委員長 起立総員。

よって、議案第 6 1 号は可決すべきものであると決した。

—————◇○◇—————

議案第 6 2 号 平成 1 6 年度相模原市下水道事業特別会計補正予算
(第 1 号)

○川田委員長 議案第 6 2 号平成 1 6 年度相模原市下水道事業特別会計補正予算を議題とする。

提出者の提案理由の説明を求める。

〔岩本土木部長説明〕

○川田委員長 これより質疑を行う。

質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第 6 2 号平成 1 6 年度相模原市下水道事業特別会計補正予算は、可決することに賛成の諸君の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○川田委員長 起立総員。

よって、議案第 6 2 号は可決すべきものであると決した。

休憩する。

午前 1 1 時 1 0 分 休憩

—————

午前 1 1 時 2 0 分 開議

○川田委員長 再開する。



議案第46号 平成15年度相模原市一般会計歳入歳出決算（所管部分）

○川田委員長 議案第46号平成15年度相模原市一般会計歳入歳出決算の本委員会所管部分を議題とする。

提出者の提案理由の説明を求める。

〔岩本土木部長、内田都市部長、吉田建築部長説明〕

○川田委員長 休憩する。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 開議

○川田委員長 再開する。

これより質疑を行う。

○阿部委員 決算主要施策成果説明書132ページの道路付属物調査・確認事業特別分、それから道路管理業務委託の説明で、管理台帳等のアナログデータの電子化を行ってデータベース化した、それから道路情報管理システム業務委託ということで、道路情報通報システムのプログラム開発及び現地調査仕様書の作成並びに当年度データ補正を行ったというところ、それから関連して、138ページの河川管理費の河川台帳管理システム整備事業、それから140ページの都市計画総務費の都市計画基本図作成委託の説明で、都市計画基本図デジタルマップを修正したという部分に関して一括して伺う。まず、これらの事業に対して、それぞれ自分たちで評価を行っていると思うが、スケジュール、効果、コスト、今後の課題と対応がどのようになっているのかとか、資産がどのように蓄えられたとか、さまざまな視点があると思うが、どのような評価を与えているのか。

○坂本土木システム推進室長 まず、道路付属物調査・確認事業だが、緊急地域雇用創出特別対策市町村補助事業として追加配分された県補助金により実施した事業である。事業内容については、道路照明灯や自発光式

道路びょう、カーブミラーなどの道路附属物について、市内全域を現地調査し、既存台帳の修正を行うとともに、データの電子化を行い、現在開発を進めている道路情報管理システムの安全施設管理サブシステムのデータベースとして利用を図っていくものである。先行してこういった事業を活用しながら、データの整備に努めてまいりたい。それから、道路情報管理システム業務委託の内容と成果、特に道路情報システムということだが、土木部内各課で大量に保管している書類や図面等を活用しやすいように電子化をして管理保管するためのファイリングシステム、それから数値地形図化されたデータファイルをシステム内で表示するための道路台帳平面図用アプリケーション、それからカメラつき携帯電話を利用して道路の破損状況等を市民から通報いただくための道路情報通報システム、それから現況道路台帳平面図——これは作成してから大分、経年変化があるが、これらの相違箇所を現地調査で把握するための仕様書の作成並びに新たに認定区域変更された道路境界線等のシステムデータの変更を行ったものである。このうち、道路情報通報システムだが、4月に稼働してから9月10日現在で、登録件数は126件、通報件数は24件となっている。運用を開始してからまだ5カ月半という短期間ということで、市民への周知がまだ十分徹底されていないということや、すべての携帯電話が利用対象となっていないというようなことから、登録件数や通報件数がやや低い状況で推移していると考えている。現在、市のホームページや広報紙等を通じてお知らせを行っており、また、庁内のグループウェアの全庁掲示等を通じ、庁内でも協力を依頼しているところである。今後ともあらゆる機会をとらえて市民に広くお知らせするとともに、利用できる携帯電話機種拡大や操作のより簡易化などを行い、多くの市民の方から登録、通報に御協力いただけるよう努めてまいりたい。

○榎田河川整備課長 河川台帳管理システム事業の関係だが、この事業は、日々の河川の維持管理や設計業務、許認可業務、また災害時に迅速かつ適正に対応ができるようにコンピューターにより河川台帳を一元化する事業である。今年度の事業の内容としては、システム開発に必要な基準点、境界点、また地形地物、河川占用物等のデータを取得している。今後

の予定だが、この事業のシステム開発が18年度以降と予定されているので、道路情報管理システムのサブシステムに組み込み、経費の節減を図り、システム開発を行っていききたい。効果だが、現時点ではシステム開発をされていないので、基礎データの収集を行ったということである。ただ、既存の河川台帳があり、それが一部未整備のところがあるので、それに反映して、許認可事務や維持管理の業務で活用してまいりたい。

○尾崎都市計画課長 都市計画基本図についての御質問にお答えする。初めに、都市計画基本図とはということだが、都市計画図とか都市計画閲覧図など、都市計画情報の提供の媒体となる図面のベースとなる現況図のことであり、土地利用状況の変化に対応して、おおむね5年に1度、修正を行っており、直近では平成15年度に行っている。平成9年度において、利便性の向上並びに迅速な情報提供を行う観点から、都市計画情報の提供システムについて、電算化の検討を行った。その際に、それまで紙ベースで所有していた地図のデジタル化を図った。現在、都市計画情報の提供については、都市計画図など紙ベースの提供のほか、市民の皆様方にはタッチパネルによる情報の提供、対庁内ではグループウェアにより全庁的に都市計画情報の提供を行っている。効果としては、市民の皆様方に都市計画情報の提供について、迅速な提供が図られていると考えている。今後の課題だが、やはり時代の要請に対応した媒体による情報提供が必要であると考えており、具体的にはインターネットなどを通した都市計画情報の提供が必要と考えており、現在、庁内で検討しているところである。

○阿部委員 まず、道路情報通報システムについてだが、皆さん御存じだと思うが、日経BP社から年に4回出ている『ガバメントテクノロジー』のことしの夏号で、ケーススタディーということで、相模原市のデジカメ付き携帯電話で住民が道路の破損を通報と特集されている。その中で、6ページぶち抜きでシステムの特徴とか今後の課題とか苦労された点がいりろ紹介されている。この中にも記述があり、今、課題でも触れていたが、登録が126件しかなくて、通報が24件しかない。私も登録させていただいているが、通報はまだしたことがない。けさ、上鶴間本町6丁目1のところで、自発光式道路びょうが割れていて、ちょっとパン

クしそうな気がしたので、写真に撮って送ろうとしたが、私はF O M Aの9 0 0 iという一番新しいタイプのものだが、いい画像が撮れてしまい、それで送ろうとすると、1 0 キロ以内じゃないと送れないので、送れませんとなってしまふ。破損状況を写真に撮って、場所がわかるように地域の雰囲気も撮って送ろうとすると、画像が1つしかつけられませんと。やっているうちに、おくれちゃまずいと車に乗った。本当はいけないのだが、車に乗って、iモードでやってしまおうかなという気になってしまう。そういうところで、注意書きがあるといいなと思ったり、そういうふういろいろな課題が感じられた。

この雑誌に取り上げられた経緯を編集長にお伺いしたが、地方自治体で携帯電話でこういうシステムをやるということは、非常に勇気の要ることだと。3月の建設委員会でも、米山委員から、iモードと業者が絞られてしまうところで、市民の利便性という視点からではあるが、業者が絞られてしまうような取り組みはどうかという質問があったと思う。市民の利便性を考えて、こういうことをやってみたらどうかということで取り組まれたと。その辺は非常に評価できるし、それがこういう特集にもつながったし、また他市からも評価を受けている。ただ、実際、4月1日から動き出したが、これだけ件数が少なくて、このまま行ってしまうと、来年あたりの特集で、失敗事例も特集されているので、そちらの方でいろいろ分析が載って、こうならないようにしましょうということになってしまわないか非常に危惧している。この中でも触れているが、今は道路だけだが、粗大ごみの通報に使ってはどうかとか、災害時に木が倒れたとか、いろいろな使い道ができるのではないかと思う。そういったことにどんどん取り組んでいくことが、結果として利用率の向上にもなる。市民の皆さんにしてみると、アプリケーションをしておく意味が何にもない。私もアプリケーションをダウンロードしてみたが、いざという時のためにわざわざアプリケーションをしている人はほとんどいない。しかし、あらかじめやっておかないと、使う気にならない。いざ道路のそういう状況を見ても、電話をすれば済んでしまふ。あらかじめダウンロードしておく、また、iモードでせつかくこういうことができるのだから、ボーダフォンとかE Z w e b

とか、その辺をもうちょっと充実させて、全庁的に取り組んでみてはどうかと思うが、この辺はいかがか。

○坂本土木システム推進室長 まず、写真が実際に送れなかったという部分だが、最近では100万画素という大きな画素数のカメラ機能を持っている電話機が大分出回っている。今のところ、30万画素で、サイズ的には240の320というようなものを送っていただければ、業務的には十分活用でき、余り大きなサイズの写真を送っていただくと通信料等もかかるということから、その程度のサイズでお送り願いたいということで、広報紙だとかホームページ等に一応、断り書きをさせていただいて、市民の皆様にはお願いしている。それから、実際に件数が少ないということだが、広聴広報課がEメールで市長への要望、手紙というようなことを平成11年度から始めているが、11年度当初については100件前後というようなことで、現在では、大体、年間300から400件程度あると伺っているが、やはり市民の皆さんに御理解いただくには若干の時間がかかるのかなという点も一つある。それから、今、委員から御指摘いただいたように、道路情報通報システムだけということではなくて、もっとほかの市のいろいろな業務に使えるのではないかとということだが、このシステムは、雑誌の方でも取り上げていただいているが、写真つきで位置情報を示すことができるということをコアとするシステムになっている。したがって、この基本的な機能を活用できる業務には広く応用できるものと考えているところだが、何分、まだこの道路情報通報システムを開発してから30日である。また、基本的に開発当初の目的は、道路の安全管理のために、市民の方から最も簡単に通報いただける、そして一番安いコストで通報いただけるという形で、今、委員から御指摘いただいたようにダウンロードを一度だけしていただくという形を種々、検討の中で選ばせていただいた経緯がある。そういったことで、開発直後でまたプログラムをいじるとか、あるいはそれにより通報操作を複雑にするということも懸念としてあるので、他業務との併用ということについては、今後の運用状況等も勘案しながら研究させていただきたいと考えている。なお、道路点検パトロールなどの道路管理業務への利用については積極的に活用してまいりたい。

○阿部委員 いろいろ中身の話までしていただいたが、そういうことまでよくわかっており、開発の事情というのはいろいろあると思う。視点として、携帯電話で写真が撮れるとか、Eメールが使えるとか、iモード機能があるとか、そういうところで一つの取り組みが始まって、市のPRがこういうところでもなされて、全国的にも注目されている。実際に範囲を広げていくと、いろいろなものが来た場合、どこの部署に振り分けるのか——今、県に振り分けたり、国に振り分けたりするものまで入っているようだが、それを全庁的にやると、うちでつくったシステムで全部の管理をしなきゃいけないのかという話になるのはどこの会社にもあることである。本当にやらなければいけないのは、もっと全庁的な組織をつくって、そこですべてのシステムを見て、その中で機能を理解して、どういうふうに使えるのかとか、資産を有効に活用するということなのである。ちょっと大きい話でCIOを制度をつくるとか、そういうところまで行かなきゃいけないようなところに来ているのではないかという印象を受ける。それを1つの部署で判断することは非常に難しいことではないかと思うので、ぜひ組織的に、市全体を挙げて、情報システム全体に対しての取り組み——特にこれはPRをされて、名前が出ているので、登録が少ないとか、使い勝手が悪くなるということとはあり得ない話である。機能をふやして使い方が後退するということは、はっきり言ってあり得ない。機能がふえる方が利便性もふえるし、使い勝手もよくなるし、使う人もふえる。何でもできるから、使うことがなくても開いているわけなので、そこにアンケートを組み込んだり、緊急情報を組み込んだりすることは難しいことではないのだから、上の方の判断でしっかりやっていただきたい。一部署が一生懸命やっているところを全体で応援してほしいという印象を受けたので、要望する。

統合型GISの開発は、情報化推進アクションプラン2004では情報システム課の所管になっているが、いずれ今触れたようなシステムが統合されていく、一元化された地図情報に載っていくことになると思うが、それぞれのシステムはいずれ統合されるという方向性でどのような準備をされているのか、対応状況とか、検討の状況をお聞かせいただきたい。

○近藤土木部次長 委員が言われるように、これは企画部情報システ

ム課が所管している。確かに行政の持つ情報は地理的な位置づけで対応することができ、それから横断的に地図上の情報で表現することができるということが総合的な行政サービスを実現できるということで、非常に市民に対してもわかりやすい情報提供ができるのではないかとということで、統合型GISの構築については早くやっていきたい。うちの方の道路情報管理システムはその統合型GISの骨格的なものになるということなので、積極的に推進していきたい。

○阿部委員 先ほど道路附属物のデータベース化だとか、道路情報管理システム、河川管理システム、デジタルマップの部分で御答弁いただいたが、それぞれ各課の方で頑張っていてやっておられるということがよくわかった。しかし、はっきり言って、私はこういう話はよく知っているので、話を聞いてわかるが、ほかの人がシステムとか電子化の部分で話を聞いてもわからない。例えば、相模原市情報システム評価基準というものがあって、現在、開発の終了段階にあると。評価はBだと。Bの理由は、こういうリスク、問題があって、対応策を練っているが、こういう問題が発生する可能性があって、現在対応中なのでBだとか、リスクはあるが大きな問題ではないのでAだとか、開発のどの段階にあっても、今、このシステムがどういう状況にあるのかというのは、常に明確に把握されていなければいけない。市の施策どれもがそうだと思うが、情報システム開発の場合は、特にシステム化されて、そういう手法がいっぱいあるので、幾らでもできると思う。そういうところに乗かって、きれいにやっていただければ——これは情報アクションプラン2004のホームページから出してきたものだが、リスクの部分で、必ず統合型GISの構築というところが乗ってくる。いずれ一緒にやるということはいいが、そういうところを視野に入れると、データの形式だとか、仕様書だとか、設計の方法だとか、いろいろなものと連携していかなければならない。情報システム課の方でそういうものが出ていないということならば、突っついて、どんどん聞いていかなければいけない。いずれあるときやればいいのではなくて、今やっていることがずっと生きていくはずなので、そういうところもリスクの一つとして、しっかり管理していかなければいけないと思う。品質管理、そ

れからリスク管理、バージョンアップ等を含めて保守運営管理ということで、各課で一生懸命やっておられるが、まだまだもうちょっと検討してうまくやっていただく方法があると思う。それからもうちょっと視野を広げて――縦割り行政と悪い言葉で言われることが多いが、そういうものではなくて、自分たちで積極的にもっといいものにしていく方法があると思う。例えば、自動車のどこかが壊れたら、ディーラーなりメーカーなりに電話をするが、そのタイヤはどここの会社のものなので、その会社に電話してくれなんていう言い方はしないと思う。車を売ったら、責任持って直してあげたりすると思う。自分で持っているものがいずれどういうふうになっていくかというところまでちゃんと計画して、その関連するリスクというものをしっかり把握して、対応策を持って、品質管理、それからリスク管理をしていってもらいたいと思うので、ここは要望する。

続いて、136ページの道路新設改良費の魅力あるみちづくり事業が上がっている。ここの具体的内容、どのように魅力というものをとらえているのか伺う。

○神保道路整備課長 淵野辺地区と相原地区の2カ所でみちづくり事業を行った。経済部が中心となり、商業地形成事業の中で、それぞれ町のテーマ、コンセプトを決め、各地区ごとに地区計画が作成されている。淵野辺地区については、銀河をかけるまちふちのべ、それから相原地区については、ふれあいと安らぎのウッディタウン相原二本松というようなコンセプトでまちづくりの計画がされている。淵野辺58号については、現道幅員の中を明色舗装した。相原についても明色舗装をした。

○阿部委員 評判とか評価、今後の展開はいかがか。

○神保道路整備課長 中心商業地形成事業については、12カ所の街区分別計画があり、それぞれ順次、整備を進めている。全体で主要歩行者動線は52路線あり、一般歩行者動線は67路線ある。そのうち、現在完了しているのが33路線で、今後、順次、商業観光課と調整しながら、町の成熟度等を考えながら進めさせていただく。

○阿部委員 具体的にどこか展開していくところはあるか。

○神保道路整備課長 16年度の整備予定はないが、17年度以降、

相模大野駅周辺、南橋本といったところを計画している。

○阿部委員 どこも魅力ある町にするためにやっているのだろうが、意欲的な取り組みだと思うので、経済部と協力して、今後もっと成果が上がっていくように進めていただきたい。

続いて、132ページの緊急雇用創出対策事業の歩道美化推進特別事業ということで、歩道の清掃をされたということだが、普通に考えて、歩道は緊急にやるものではなくて、ふだんから清掃をきちんとやられているという印象を受けたが、具体的な内容をお聞かせ願う。

○小池道路補修課長 清掃については、従来から路面清掃の業務委託ということで対応していたが、雇用機会の創出ということで、平成14年度から緊急雇用創出対策事業を実施している。この緊急雇用対策事業については、平成16年度で終了となるので、路面清掃については、別途、予算措置をして継続していきたい。

○阿部委員 緊急雇用の部分で、ちょうどぴったりはまったのでやられたことだと思うが、9月11日の神奈川新聞で、相模原市のアダプト制度ということで、相模大野駅周辺の皆さんが道路を掃除されているのが紹介されていた。こういうものと一緒になって、みんなできれいにしていくということで、緊急雇用となると、ちょっと意味合いが違うのかなという印象を受けた。こういうアダプト制度とか、いい制度があるので、どんどん市民と一緒にまちづくりをしていくということで、こちらの方を検討していただけるように要望する。

続いて、その下の路上放置自動車等撤去委託ということで、撤去台数161台とあるが、来年1月から自動車リサイクル法が始まり、市の方の取り組みも影響を受けるのではないかと思うが、この辺をどう計画されているのか。

○小菅道路管理課長 御質問があったとおり、通称自動車リサイクル法、正式名称は使用済自動車の再資源化等に関する法律になるが、平成17年1月に完全実施となる。この法律ができると、新しく車を買うとき、車検のとき、廃車のとき、それぞれでリサイクル料を先に払うことになるので、処理するとき等についての費用負担がなくなるということで、メー

カーに持っていけば、ただで処理してくれる。そういうことになると、当然、不法投棄というか、放置ということが減少するのではないかと考えている。しかしながら、１７年１月にすぐなくなるという感じは私どもは持っておらず、単純にいくと、例えばことしの１２月に車検を通ったものは２年とか、そういう期間があるので、おおむね２年ぐらいはそういった取り組みが必要ではないかと現在考えている。道路パトロールの強化とか、放置防止の看板の設置、それから警察との協議、連携、そういったものは単純におおむね２年ぐらいは少なくとも今までどおりやっていこうかなという考えである。

○阿部委員 確かにリサイクル法は、先々、違法に放置されることが減っていくというような制度だと思うが、将来にわたって違法に放置していく車がなくなるとも思えないので、放置自動車の状態をよく監視しながら、今、パトロール的なものとか見回りの的なものをやられていると思うので、引き続き継続していただけるように要望する。

続いて、１４２ページに既存木造住宅耐震化促進事業ということで、平成８年度から木造住宅の耐震診断の補助をしているということだが、対象戸数がどのぐらいあって、どのような診断結果だったのか。それから、今後どうしていくのか。また、診断の結果によって、危険な住宅等もわかってくると思うが、本市はどのような対応をしているのか。

○石田建築審査課長 平成７年１月に起きた阪神・淡路大震災で昭和５６年以前の建築基準法、新耐震基準前の建物が非常に多く倒壊したということから、本市においても古い木造住宅については、その耐震性の向上を促進することが重要であるということで、既存建築物総合防災対策推進計画を平成８年度に策定した。建築物の防火対策や避難対策、耐震性の向上、落下物対策などの施策を講じ、その中で木造住宅の耐震診断補助制度を設けて、その普及を図ってきたところである。また、対象となる昭和５６年６月以前の木造住宅については、住宅土地統計調査などを参考にし、現在、市内には約３万５，０００棟程度あるのではないかと推測している。平成８年度より始めてきたこの補助制度については、本年８月末までに５６６件の耐震診断を行ってきた。その結果、５６６件のうち、安全及び一

応安全と判断されたものは191棟、やや危険が227棟、倒壊の危険があると診断されたものが148棟あった。8年間で566という数字は決して多い数字ではないが、アンケート等の調査結果を見ると、診断された方々は一応、診断に対する評価はされていた。しかしながら、現在、大地震発生 of 切迫性があるということが叫ばれており、その対応が重要な課題になっており、その対策を考えなければならない旧基準の木造住宅は、先ほど申し上げたように、約3万5,000棟と大きな数字である。今までのシステムでは、市内一円、どんな場所でも古い建物であるというだけで診断をしていたが、今後については、いわゆる道路幅が4メートル未満だとか基盤整備が非常に悪く面的な部分で古い住宅が密集しているような地域、いわゆる古い木造住宅が地震により倒壊したときに、消防における消火活動、救命活動に非常に支障を起こすような場所等について、重点的に診断等を積極的にやっていくのがよろしいのかと今現在思っている。そういうことを考えた中で、今後検討会をつくり、この件については研究してまいりたい。それから、御質問の改修の補助については、現在のところ、市としてはしていないが、今後研究していく中で検討してまいりたい。

○阿部委員 566件が診断補助を受けて診断し、148件が倒壊の危機があったということだが、その家屋の方が改修したかどうか追求はされたのか。

○石田建築審査課長 平成8年度から14年度までに行った482棟のうち、倒壊の危険があると診断された132棟についてアンケートを行った。回答のあった100棟のうち、改修が完了した方が17棟、それから改修、建てかえを考慮中の方が35棟ということで、合計52棟の方がおおむね改修をしたり、改修をしなければならないというふうに考えている。若干古いデータになるので、順次、建てかえをされている方もいるかもしれないが、当時はこういう形になっている。自分が高齢であったり、金銭的な問題があるということで未定の方が48棟である。大体、50%の方が改修をしていかなければならないと考えているようである。

○阿部委員 診断の対象になるのが3万5,000棟あり、診断を受けたのが566棟あり、そのうち約370棟程度が倒壊の危険があったり、

やや危険だということで、対象がこれだけあって、現状としてこれだけ危なかったということで、単純に割合で出すこともできないだろうが、やはりこれは重要なデータになると思う。５６６棟という数字も、決して多くないという印象を受けるが、補助をすることで、診断を受ける一つのきっかけになると思う。せっかく診断を受けて、倒壊の危険があると言われても、そのまま住んでいるというのもほうっておけない話だと思う。診断を受けて、早く直してくれと言われていたが、やらなくて、地震が来て、倒れて亡くなったというのもどうかなと思うところがあるので、そういったところも加味して、よりよい制度になるように検討を進めてもらいたいと要望する。

次に、１４４ページの建築指導費の建築審査事務運営費の民間確認検査機関について伺う。平成１１年に建築基準法が改正され、民間確認検査機関でも確認申請の業務が行えるようになったが、現在、市と民間で申請を受け付けている割合、それから市の方で受け付けている場合、各種の条例だとか指導要綱に基づいて確認されているが、民間確認検査機関に直接出された確認申請について、市としてはどのように指導確認を行っているのか。

○石田建築審査課長 今、委員が言われたように、平成１１年度から市の建築趣旨と同等の形で民間確認検査機関が業務を行えることになった。ちなみに、平成１１年度から現在まで、本市内では大体４，４００件から４，６００件の確認申請が出ている。平成１１年度では、そのうちたった４件しか民間確認機関には出ていなかった。それが、１２年度が３３件、１３年度が３３９件と、当初は少なかったが、１４年度には３１．３％が民間に出ている。平成１５年度は全体で４，５７２件の確認申請が出て、市が２，２２４件、民間が２，３４８件となり、民間の比率が５１．４％ということで、初めて本市よりも民間の方が多くなった。それから、平成１６年度８月末現在、全体で２，１０５件出ている。そのうち市が６２８件、民間が１，４７７件、民間の比率が７０．２％ということで、非常に民間の比率が高くなっている。それから、民間確認検査機関に出された確認申請に対する本市の条例、もしくは指導要綱等に対する指導についてだ

が、相模原市を含む神奈川県内を確認の業務区域としている民間確認検査機関は18社ある。基本的には、民間確認検査機関が受けた確認申請は、いわゆる民間確認検査機関が確認行為をした後に、法に基づいて市の方に届け出をしなければならないことになっている。そうすると、1週間だとか10日だとか、市の方に情報が来るのが非常に遅くなるが、その18機関と神奈川県を含める県下特定行政庁が集まったときに、民間が確認を受け付けたら、直ちに市の方に引き受けたという通知書を提出いただくという約束をしている。そんな形で、民間が受け付けた段階で本市に連絡が来る。その中で、条例、要綱等を指導している関係課は8課あるので、私どもの方で引き受け通知を受けた段階で、グループウェアで関係各課に送付している。その中で、関係各課が行政指導をしている。

○阿部委員 逆転して、民間の方が盛んになっているということだが、民間の方がサービスがいいということはないのか。

○石田建築審査課長 我々、特定行政庁は、木造2階建て程度の建築物では1週間、それから特殊建築物——ちょっと難しい建築物は21日間という猶予期間がある。民間は、その設定する期間がない。スピードアップすることはできるし、金をたくさん出せば特急料金ということもあろうかと思う。そういう面で、速く確認をして、お客様に喜んでもらうというようなことはあろうかと思う。一応、そんなような形かと今は考えている。

○阿部委員 この話は、地方分権とか地域分権という話に直接つながってくる話だと思う。その中で学べるのが本当にたくさんあって、民間の方がむしろ利便性が高いこともある。そういうところで問題になってくるのは、どういうふうに管理をしていくかということで、さまざまなところで、重みがあったりなかったりというところをしっかりと判断して、市の方でこれから管理していくことがまた課題にもなっていくと思う。そういうところが地域分権的な発想の一つのモデルにもなると思うし、またそれで市民の皆さんの利便性が向上しているから、これだけ民間の方でやっていると思うので、よりよい制度になるように、今のような点に注意しながら、進めていっていただきたいと要望する。

続いて、142ページの建築指導費で、マンション管理対策推進事業8

万円ということだが、ここの部分は、３月の建設委員会で折笠委員から質問があり、分譲マンションは区分所有という形で特殊な住形態となっているので、その管理に課題が多くあると。管理組合とか区分所有者による主体的適切な維持管理を促進するために、平成１１年からセミナーをやっていると。当初、１２７名だったものが１００名、８７名、９３名、５７名の参加になってきているという答弁をいただいている。そこで折笠委員から、建物はどんどんふえているのに参加者が減っている。もっとアピールして、実効性のあるものにしていかなければだめなのではないかという要望が出されていたと思うが、現在の取り組み状況を伺う。

○山口建築指導課長 マンション管理対策推進事業の現在の取り組み状況だが、ただいま委員からの御質問にもあったが、年々、受講者が減ってきている状況がある。過去に受講された方、また市の広報といったもので開催のＰＲをしているが、今年度については、市のホームページ、それから生涯学習情報システム、それと各公民館へのポスターの掲示といったものでＰＲをより多くし、多くの方に御参加いただきたい。本年度は、あす、９月１１日号の広報に掲載するが、１０月１６日に開催する予定でいる。そういったＰＲをして、より多くの御参加をいただくように努力してまいりたい。

○阿部委員 アピールの努力をされているということなので、今後も続けていただきたい。いいものだったら、どんどん口コミで広がったりすることもあると思うので、内容のより充実ということでいろいろな方法を考えられると思うので、より実効性のある事業になるように、今後も努力していただけるように要望する。

続いて、１４８ページの市街地開発費の相模大野駅周辺市街地整備事業に関して伺う。この事業に関しては、ずっと議論が続いているところだと思うが、二転三転、計画が変わってしまった経緯がある。それまでの経緯を踏まえると、地権者の了解と納得も重視しなければいけないことかと考えているが、その辺の対策はどのようにしているのか。

○山田相模大野駅周辺整備事務所長 これまで市として、事業の再構築に向け、当地区にふさわしい商業施設、またこれに対応した施設計画を

検討するとともに、新たな商業保留床の処分方式の検討を加える中で、準備組合と一体となって取り組んできた状況がある。こうした中で、10月16日には、権利者の皆さんにこれらの再検討のその後の状況を説明するための全体説明会の開催を予定しており、積極的に理解を得ていきたいと考えている。その説明会の内容については、前回の説明会で再構築案の概略をお示ししたが、それ以降、権利者の皆さんに御理解いただくというような視点に立ち、説明する機会を設け、また御意見をいただきながら、具体的な内容について、さらに詰めてきた状況である。これらを経た中で、今回の説明会においては、全体施設計画の概要、具体的には各階の平面図や断面図をお示しして理解をいただきたい。それから商業計画については、大型専門店等に対するヒアリング等を行っているが、それから地元の方々の商業ゾーンに対する基本的な配置計画に対する考え方、こういうようなものをお示ししていくことを計画している。また、さらに権利者の財産にかかわる関係だが、モデル権利変換計画をお示しすることにより、権利変換の基本的な方針についてお示しできるような作業を現在も進めている状況である。そのほか、それらをもとにしたスケジュールなどについて、権利者の皆さんの合意形成を図ってまいりたい。また、施設計画、配置計画を受けて、都市計画の変更の内容についても御理解をいただくよう、早期事業化に努めていきたいと現在取り組んでいる状況である。委員が言われるとおり、権利者の了解と納得、これらが非常にポイントとなるので、今後とも権利者の皆さんには個々に直接お会いしながら、お話をさせていただき、御理解等を賜っていくように進めていきたい。

○阿部委員 10月16日に全体説明会をされるが、そのときにすべて説明するというのではなくて、今までもずっと意を酌みながらやってきたことだし、今後もそのように合意形成を続けて進めていきたいということなので、地域住民の理解ももちろんだが、地権者の方々の了解と理解を得ながら進めていってもらいたいと要望する。

続いて、148ページの小田急相模原駅周辺市街地整備事業に関して、現在の状況と、公共床の部分が懸案で話し合われてきた経緯があるので、どのようになっているのか伺う。

○小山小田急相模原駅周辺整備事務所長 小田急相模原駅周辺地区については、本市の地区中心市街地にふさわしい快適でにぎわいのあるまちづくりということで、昨年６月に認可を得た。その後、関係権利者の土地が新たな床、もしくは区域外に出られるとか、そういうことを含めた意向の調整を行ってきたところである。現在、いわゆる計画認可申請に向けた権利者との調整が最終的な本当の詰めになっているが、ごくごく一部という状況だが、まだ若干、御理解をいただけない人がいる。ただ、もう本当の詰めという状況まで来ているということはお話したい。今後、関係者が一丸となり、できる限り早い時期、来月中には何とか除却であるとか整地であるとか、そういった工事に着手ができるように取り組んでまいりたいという考え方でいる。市としても、今後、事業が円滑に進められるように、引き続き支援をしていきたいと思っている。また、公共床については、以前から地元のまちづくり活性協議会から、新たな公的交流スペース確保の要望を受けている。設置するということで、今まで検討を進めており、公共床の規模等について、組合と一体となって事業計画等の中で検討を行っているところだが、まだ最終的な調整が必要であり、いましばらく時間が必要かと思っている。今後、そういう中で組合と調整をしていきながら、事業計画の中に反映させていきたいと思っている。御理解をいただきたいと思っているので、よろしくお願いしたい。

○阿部委員 産みの苦しみというか、そういう時期なのかもしれないが、大野の方と同じで、地域の方、地権者の方と滞ってしまうのが一番問題だと思うので、それがないように、いろいろ御努力されているようだが、引き続き問題のないようにやっていただきたい。

３月の委員会のときに助役から、小田急ＯＸも入るので、そちらでも多目的に使える床というような意味合いで、そういう場所を用意してはどうかという話をしていると。公共床をとるにしても、無料というわけにはいかないのでは、民間でやっても市でやっても同じ理屈という一面もあるという答弁をいただいた。小田急ＯＸの多目的な床のような話し合いはどのようになっているのか。

○小山小田急相模原駅周辺整備事務所長 今のお話は、いわゆる小田

急電鉄が所有している、現在行っているＯＸということになるが、過去の経過の中で、実際にそれが可能かどうかというのは厳しい状況である。組合の意向もあるが、いずれにしても、個々の云々ということではなくて、組合の考え方等の中で市の方の支援策というか、そういう形を考えていかなければいけないと思っている。

○阿部委員 この床の話では、１００平米という数字がずっと出ていたと思うが、地域の活動拠点ということの中での利用を考えると、手狭だという声も多く耳にしているし、これからもそういったことを真摯に受けとめ検討していかなければならないのではないかと考えていると、これが３月の委員会で担当部長の方からいただいた答弁だが、まちづくり活性化協議会の方で話し合っただけで検討しているということなので、その意見を尊重して、やっていってもらいたいと思う。ただ、狭いという声も確かにあるので、目的と照らし合わせて、しっかり協議していってもらいたいと要望する。

関連して、道正山地区の区画整理事業に関して、状況を伺う。

○宮崎都市整備課長 上鶴間道正山土地区画整理事業についてだが、場所的には、大和市、町田市との行政境に接する境川付近ということで、平成１１年の行政境変更を契機に、区画整理事業の立ち上げということで、地権者が一丸となって準備会という中で活動が続けられてきた。こうした経過の中で、本組合の設立見通しが立ったということから、平成１５年度の当初予算において、組合が実施する実施設計、あるいは地質調査、測量といった事務経費に補助金ということで５７０万円の予算計上をさせていただいた。１５年度において本組合を設立したいということで、地権者の方が一丸となって進めてきたが、権利者の一部に権利の変更、いわゆる転売等があり、新たに地権者になられた方と一緒に事業をやっていこうということで参画の呼びかけをして折衝してきたが、賛同が得られなかったということで、１５年度中の本組合の設立が難しかったということで、予算的な面については執行ができなかったという経過がある。３月の補正予算で５３９万円の減額補正ということで、途中でもし本組合ができたら執行したいという保証費程度のものは残していたが、その執行もできなかった

というのが現実である。その後、不同意権利者の方は16人いるが、その方の土地を共有で取得をしようということで買い取りの話が成立し、本年8月3日に本組合の認可があり、さらに8月18日に組合の設立総会が開かれ、区画整理事業が本格的に始動している。今後については、これまでのおくれを取り戻すべく、15年度に予定していた実施設計等の各種調査のほか、18年度完成を目標に、道路、下水等の公共施設整備、また造成工事といったものに取り組んでいくというふうに伺っている。

○阿部委員 この地域は私の住んでいる地域でもあるが、緑を残したいという運動もあり、大和市と協力して、旧河川の土地を森として残すという特徴的な事業であり、地権者の方もおられる話なので、滞りなく進むように要望する。

最後に、開発関係の話で、私の住んでいるところの近くに70軒ほど住宅が建てられているが、掘り返したり埋めたりして道路が悪くなってしまったり、道にもともとあった防犯灯がなくなってしまうたり、新住民の方が来て、袋小路なので行きどまりの看板をつけてほしいと言ってみたり、ここには何でカーブミラーがないのかということでお話があったりというような問題が発生している。市の方で、もともとつくる段階で、ここはカーブミラーが要るのではないとか、行きどまりの看板をつけた方がいいのではないとか、防犯灯があるのだから残さなければとか、そういう話ができるのではないかと思うが、現在、新住宅を建てられるときにどんなふうに指導しているのか。

○内田土木計画課長 お話のあった上鶴間本町の開発行為の区域全面の道路については、仮復旧の状況である。占用物等の埋設が完了したら、開発業者により舗装の復旧を行うという計画である。また、防犯灯については、開発の中で電柱移設等があったので、その移設が終わった段階で、事業者により設置をしていく。また、カーブミラーの設置については、見通しの悪い、例えば開発区域から出る接道の角とか、そういう場所について設置するように指導している。今回の場所についても、一応、カーブミラーを設置する予定である。行きどまり道路については、見通しが悪い場所について、利用者に不便をかけないように、この先は行きどまりだとい

う看板も開発区域の入り口に設置するよう指導をしている。他の開発行為についても、必要に応じて指導をしている。

○阿部委員 新住民の方は、新しい家に住んで、新しい生活で非常に心が新鮮になっているところで相模原に来たのに、嫌な思いをされている。古い住民の方も、工事で非常に嫌な思いをされている。そういうところで、さらに古い方と新しい方がトラブルになるようなことを未然に防ぐような意図からも、全体的な町のデザインというものを業者の方にも指導していくことが必要ではないかと思う。また、カーブミラーとか看板とか、必要なものは業者の方に指導してつけさせると。もしくは、市でつけるような場所には新住民が来る前に連絡をとりながらつけてもいいのではないかと思う。そのようなところできめ細かな配慮をして、新住民、また古い住民とがこれから一緒に生活していくのだから、そこへのフォローも行政の大事な仕事だと思うので、要望する。

○加藤委員 まず、入りの部分でお尋ねする。不動産売払収入の廃道路敷地の処分の問題だが、先ほど一番新しい実績として17件、812平米と説明があったが、本市の廃道路敷地の実態と、これまでのこうした売り払い実績について、簡単に説明をお願いします。

○小菅道路管理課長 普通財産としての廃道路敷地は68件、7,334平米となっているが、8月末現在、6件、1,338平米を処理した。残りは62件となる。これは普通財産としての廃道路敷で、行政財産から普通財産にし、廃道路敷地にするものもある。これらについては、先ほど申したように、15年度に11路線を普通財産として処分している。また、現在、私どもで準備を進めている案件として、16年度で32件あるので、こういったものを順次、処分してまいりたい。

○加藤委員 これは先方があることで、現実的な話として、価格の問題とかでどう折り合いがつけられるかというのが一番大きな問題だと思う。今後、この事業を進めていく中での課題、あるいはまた新たな取り組みの仕方について、どのように考えているのか。

○小菅道路管理課長 やはり今御指摘のあった価格の問題があり、やはり売りたいし、買いたいというケースがある。行政側が売りたいという

きになると、言葉は悪いが、たたかれるというような状態、それから買ったしということであれば、相当なお金で売ることができる。いずれにしても、これは市民の皆さんの大事な財産なので、たたき売るというような状態にはもっていけないと思う。相手の顔色を見ながら売るという状況になると思うが、その土地の評価の方法については、非常に問題を抱えている。現在、私ども土木部の重点プログラムチームとして、その評価方法についての課題の整理を現在、進めている。また、余剰資産の把握という部分でも、新たな売却可能な物件の検討といったものも進めている。時間のかかる仕事かもしれないが、時間をかけて、きっちり市民が納得できるような形で処分を進めてまいりたい。

○加藤委員 この廃道路敷地の問題については、私どもの会派もかねがね主張してきたが、説明があったように、徐々にそうした努力の中で実績を上げられているということで、確かに価格の面の折り合いということでは大変な部分かもしれないが、また引き続いてよろしく願いたい。

続いて、決算主要施策成果説明書 134 ページの道路維持費の歩道整備事業に関係して、私どももかなり市民の方から要望を受けるが、道路幅員との関係で、専用の歩道を確保することが非常に困難な場合が多い。特に 2 メートル以下という道路幅員の狭いような部分でも、通学路に指定されており、交通安全上の対策の強化が必要だと思われるような箇所についての歩道整備の考え方を伺う。

○内田土木計画課長 平成 5 年度に良好な環境の創造やバリアフリーの観点から、道路構造令が改正され、歩道等の最低幅員が 1 メートル 50 から 2 メートルに拡大されている。このため、必要な幅員を確保する場合、用地買収等で多額な事業費と時間がかかる。しかし、通学路など早急な安全対策が必要な場所については、今ある道路幅員の中で、路側帯をカラー化して、イメージ的に歩車道を分離する方法がある。これによって、歩行者等の安全な通行や運転者の視線誘導が行われ、事故防止につながっていくかと考えている。今後、カラー化の実施に向けた検討を進めていきたい。

○加藤委員 一方通行のような部分で一定の幅員が確保されていれば歩道のカラー化は簡単だろうが、交互通行した場合、なかなか幅員の関係

で難しい部分もあるだろう。しかし、交通安全対策という視点から、早急に、どのような形でカラー化をすれば、ドライバーの視野誘導ができ、交通安全に寄与できるかという方策にしっかり取り組んでいただければと思う。

次に、先ほど阿部委員からもあったマンション管理対策事業だが、私は昨年だけ所用があって出席できなかったが、これまですべてのマンション管理セミナーに参加させていただいている。非常に内容がよく、講師の方も、住宅評論家の非常に有名な方、あるいは弁護士の方で、有意義な話を何度も伺わせていただいた。相模原のマンションは新しいので、建てかえの問題を抱えている部分はまだわずかで、その辺の問題もあろうかと思うが、先ほど受講者が減っているということだった。それに関連して、もしわかればお答えいただきたいが、マンション管理ネットワークに所属して、独自に管理の問題に取り組まれているような管理組合が相模原市でどれだけ育ってきているか掌握しているか。

○山口建築指導課長 相模原市でマンション管理ネットワークに入っておられる管理組合は一、二件と聞いている。15年度のマンション管理セミナーのときに、マンション管理ネットワークを県央地域でつくったらいかがかということで投げかけさせていただいたが、そのネットワークをつくると、どういうメリット、デメリットがあるのかよくわからない、また、自分たちの管理組合はそれほど問題なく管理できているというようなことも認識の中であって、なかなかネットワークに参加するという手の挙がりがないということも聞いている。

○加藤委員 マンション管理については、一部の人がかかなり専門的にやっているところも多いが、いずれにしても、マンションの建てかえ問題は、もう既に全国的には大きな問題になっている。相模原市としても、民間住宅のこうした問題に対しての研究をさらに進めていただく中で、この事業の中身の拡大、また、気軽に行政の窓口マンション管理という意味合いでの相談ができるような体制についても、かねがね要望しているが、そういう点についてもまたしっかり検討していただければと思う。

次に、同じく建築指導費の屋外広告物許可等経費についてだが、中核市

移行に伴い、平成15年度に相模原市の屋外広告物条例を制定したが、この条例制定以後、私どもが見てもわかるように、効果が非常にあらわれているのではないかと思う。条例制定後の違反広告物への取り組みの状況、あるいは検挙した事案の特徴であるとか件数的な成果について願います。

○中野建築総務課長 委員がお話のように、昨年、中核市移行に伴い、市の独自条例を設け、運用しているところである。条例制定後の違反広告物への取り組みだが、条例を施行した平成15年度については、主に木もれびの森など禁止区域の違反是正を重点的に行った経過がある。条例を制定した時点で、約60件ほどの違反広告物があったが、地権者の皆様、あるいは広告主の皆様の御理解をいただきながら、是正指導を行った結果、現在、ほぼ是正が済んでいる状況にある。また、道路上における違反広告物もあるが、条例施行後、新たに路上違反広告物追放推進員の制度を設け、皆さんの御協力もいただきながら、簡易除却を進めているところである。お話にあった警察の取り締まりの状況だが、平成15年度については15件22名、16年度については7月末現在、13件20名の者が市条例の違反で検挙されていると聞いている。いずれにしても、違反広告物の是正については、町の美観や風致の維持あるいは町に行く方々への危害の防止という観点からも、大変重要なことと考えている。今後とも警察など関係機関とも連携を密に図りながら、適切な対応をしてまいりたい。

○加藤委員 特に木もれびの森を重点的にということでお話があったが、町の美化、通行上の安全という部分もあるので、警察との関係、また、いろいろと違反する側との対応で大変な部分もあろうかと思うが、引き続いてしっかり取り組みをお願いしたい。

続いて、先ほど阿部委員からもあったが、建築審査事務運営費の民間指定確認検査機関について、これが今、70%までシフトされてきているということだが、中間検査や完了検査の確実の実施という点では、全く問題がないと言えるのか。

○石田建築審査課長 本市の中間完了検査等については、国が平成11年に策定した建築物安全安心推進計画に基づき、中間検査の目標値、それから完了検査の目標値を定めて行っている。今までは確認申請のと

きに手数料を取っていたが、現在は建物の用途、規模等を指定し、中間検査、完了検査をしており、民間検査確認機関も本市もそれらすべてに手数料が取れるような形になっている。そういう形の中で、パーセンテージを定めて奨励をしているので、市、民間を問わず、さほど差異はなく検査率は上がっている。ただ、目標の８０％には若干届かない部分はあるが、それに近い数字は上がっている。

○加藤委員 中間検査、完了検査もそうだが、目に見える部分での検査とそうでない部分のところ、ここがいつもいろいろと言われるわけだが、この辺の確実な実施については最大限の努力をしていただければと思う。先ほど阿部委員から法令対象以外の市の要綱、条例との関係があったが、本市の場合は、こうした問題等を含めて、全体的な内容について、民間指定確認検査機関と定期的に情報交換をするような連絡会みたいな機能は持っているのか。

○石田建築審査課長 細かい数字はないが、神奈川県下の特定行政庁会議の中で、構造だとか設備だとか意匠関係とか、いろいろな分科会を持っており、民間検査確認機関にかかわる分科会もあり、定期的な打ち合わせをさせてもらっている状況である。

○加藤委員 仮にもし違反があった場合、あるいは市民からこの物件は違反ではないかというときに、民間指定確認審査機関に対して、市が迅速にどのような対応をとれるかということに一番関心を持つが、そうした事態が発生した場合、市の対応の仕方はきちんとなっているのか。

○石田建築審査課長 先ほど阿部委員の関係でお話ししたが、いわゆる民間が確認を引き受けて、確認の処分をした場合においては、法の様式に基づいて市の方に報告される。その中で、私どもの方で審査できる範疇がある。道路の幅員だとか、道路に接していないとか、用途地域の関係とか、そういう部分で違反であるという確定ができれば、それは確認の取り消し処分ができる。仮にその後、現地で違法が出た場合においては、民間確認検査機関ではその対応ができない。その報告を受けて、すべからず特定行政庁の方で処分をする。住民、市民からの情報だと、私どもが出ていくし、民間確認検査機関等で気がついた場合には、連携し合って、その対

応をするというような形で進んでいくのではなかろうかと思っている。現在のところ、そのような苦情もないし、特別な対応はないが、そのような形で対応していただろうと考えている。

○加藤委員 最近では、住宅の問題ということで、テレビをひねると、年々、違反建築がふえているという話を聞く。民間がするにせよ、行政でやるにせよ、きちんとした審査が確実に実行されていれば、こうした問題が起きないというのもまた一つの事実かと思うので、今後もこうした建築審査事務については、きちんとした対応をお願いしたい。

次に、148ページの自転車対策費について伺う。これについては、緊急雇用創出対策事業での監視指導員であるとか、自転車整理指導経費での指導員だとか、放置防止監視員の配置であるとか、また、放置自転車対策事業での自転車防止指導員の配置というふうにならいろなところで予算を講じて、この事業を行っている。また、これまでの中で、引き取り料金を2倍にしたという経緯もある。その辺も含めて、撤去台数、返還率、問題点、今後の取り組み等について、全体的に説明をいただきたい。

○中村駐車場対策課長 市内には町田、相武台前を含めて16駅あり、この周辺に自転車等放置防止禁止区域を設定し、放置された自転車については、今言われたように、自転車整理指導員あるいは放置防止監視員等を使い、啓発活動あるいは自転車の整理等を実施している。放置のひどい部分については、私どもの非常勤特別職である放置防止指導員がいわゆる札張りをして、移動活動を実施している。昨年は市内で328回ほど移動活動を実施し、約1万3,000台の自転車、バイク等を保管所に移動した。ちなみに、今年度は8月末までに、141回の業務により5,735台ほど移動したところである。移動した自転車については、市内7カ所にある保管所に2カ月間保管し、処分となるが、その中で状態のよい自転車については、シルバーをお願いし、再生自転車として売却をお願いしたり、昨年、おとしに関しては、N G Oを通じて、カンボジア等に海外供与したところである。ただ、やむなく引き取り手がなく、あるいは再生されない自転車が15年度においては6,700台ほどあったので、それらについては、資源リサイクルということで、スクラップ業者に再資源として活用

をお願いした。14年4月から、引き取り費用、保管費用を、自転車については1,000円から2,000円、原動機付自転車については2,000円から4,000円に引き上げたところだが、これに伴い、多少返還率が落ちている。15年度は38.6%ということで、大分低い返還率となっている。ちなみに、13年度までの自転車1,000円、原付2,000円の時には、6割程度が返還されていたという数字が残っている。値段を上げたことによって、今のように大分低い数字になっているというのがおよその現状である。

○加藤委員 引き取り料を2倍にして返還率が下がったということだが、ちょっと論点が違うかもしれないが、古い自転車が持っていかれてしまったということであれば、最近では6,000円、7,000円出すと、新しい自転車を買えるということもあると思う。かといって、安いままだと、それでも6割で、残りの4割の部分についての保管料であるとか撤去費用は、料金を上げてでも実費になっていないという部分で、やはり対策をしなければいけないということは理解する。そういう中で、例えば保管のあり方について、何か工夫ができないものかと思う。例えば、場所がなければどうしようもない話だが、通常、駐車違反で警察に持っていかれて、駐車場に入れられると、その料金を徴収されるが、1日そこに自転車を置いていたら100円とか200円というふうなことをやったり——結局、人件費や保管の部分でお金がかかるので、その辺をどう削減していくかという中で、民間と連携をとったり、いろいろな工夫をする中で、この経費を抑制していく研究もしていただければと思う。

続いて、これまで監査の中でも指摘をされているが、土日、祭日の放置自転車の監視、あるいは防止対策についての考え方を伺う。

○中村駐車場対策課長 現在、平日においては、通常の移動業務と自転車整理指導員、これはシルバーだが、それと自転車等放置防止監視員、これは民間のガードマンだが、この方たちによる自転車駐車場への案内、あるいはとめてはいけないという啓発活動を実施しているところである。お尋ねの土日については、平日の利用の中心は通勤通学者だが、それとは異なり、買い物客等が中心となることから、今まで私どもでは年末年始の

ガードマン配置を除き原則実施はしていなかったが、しかしながら、地元等の要望等があれば、今後、よく協議をして対応させていただきたい。

○加藤委員 ぜひそういう取り組みをお願いしたい。担当のところには以前相談したが、特に相模大野駅は、かつては駅前全部が放置自転車だったが、今では南口の社会保健事務所前のスペース、公衆トイレの前ところに、ちなみにきのう朝7時の段階で四十数台あったが、夕方17時20分に108台まで数えたが、あとは倒れたりしていて、結局、数えられなかった。市民のモラルという部分もあるが、指導員、あるいは監視員が注意をするにも、なかなか限度があるのかなと。特に相模大野駅の社会保健事務所の前なんていうのは、もうトイレにも行けないぐらい、通行もできないぐらいぎっしりで、またそこをさわると、ほかの路地に自転車が並ぶと。きのうは南口だけでも200台まで数えたが、こういう実態がある。現場で対応されている監視員の御苦労は大きいし、中には言いがかりをつけられたという話も伺う。そういう意味では、より実効性を持たせるための別な対応をつけ加えるようなことも必要かと思う。今ここでこうすればいいという妙案はないが、そうした問題を解決するために、また今後しっかりいろいろな面で研究していただければと思う。

○川田委員長 休憩する。

午後2時46分 休憩

午後3時00分 開議

○川田委員長 再開する。

休憩前に引き続き質疑を続ける。

○小池委員 決算主要施策成果説明書132ページの緊急雇用創出対策事業で路上違反広告物撤去事業について伺う。確認の意味も込めて、今現在、市では違反広告物撤去について、どういった認識を持っているのか。また、例えば市民に勝手にやってもらいたくないとか、こういう指導をしているということがあれば教えてもらいたい。

○小菅道路管理課長 まず、路上違反広告物に対する基本的な考え方だが、まず、張らせないということ、張ったらすぐ取るということで取り

組んでいる。おかげさまで、御承知のように、相当減ったと思っている。それから、平成15年に中核市になったと同時に、屋外広告物法及び相模原市の広告物条例に基づき、路上違反広告物追放推進員制度をつくり、この中で、だれでも取っていいということではなくて、条例の中で保護された追放推進員に委嘱して権限を委任するという形をとらせていただいている。

○小池委員 たまたま町でボランティア団体の方たちが腕章もつけずに勝手にやっているところを見た。それについては、どうなっているのか。

○小菅道路管理課長 16年度は140名の方に委嘱している。簡易除却ということで、だれでも取っていいということではなく、やはり委嘱された方がその権限の中で限られたものを取りことができるということになる。取っていいものと取っていけないものがあるので、それらについて、一応、研修会を開いた中でお願いしている。その中では、トラブルがないように、腕章、身分証明書、帽子、黄色い「ストップ・ザ・違反広告物」と書いたベストを着てやっていただくことになる。申しわけないが、何もつけずということは承知していなかった。

○小池委員 次に、先ほど阿部委員から質問があった歩道美化推進特別事業と絡めて、今の問題と絡めて、緊急雇用創出対策事業ではあるが、これはボランティアだとか市民の協力を上げば、金をかけずにできることだと私は思う。これら土木に関する緊急雇用のあり方に対して、どのような認識を持っているのか。

○小菅道路管理課長 緊急地域雇用創出特別対策市町村補助事業は、全額、国からの補助金で賄っている。これは名前が示すとおり、雇用の場を創出するということで、作業的にも経験の要らない作業、だれでもできる作業となっている。その中で、今回、私どもはその制度を活用して除却事業を行った。私どもとしてはやむにやまれぬというか、15年度については、いわゆるピンクチラシが非常に多く張られ、それも学校周辺とか幹線道路、主要駅周辺といったところに張られてしまったということで、まず、張られたら除却するという考え方にに基づき、除却をしていただいた。数があるということと、取りづらく手間がかかるということで、この制度

を活用して、やらせていただいた。ボランティアということがあるが、やはりボランティアの方はボランティアで、私どもがあそこに行ってくれ、ここに行ってくれ、あれを取ってくれ、これを取ってくれということではなくて、やはり身近な生活の場において許される時間の中で除却活動をやっていただくという条件なので、申しわけないが、これについては、私どもとしては緊急雇用を活用して除却させていただいた。

○小池委員 緊急雇用がなくなった後、このような事業はどうやっていくつもりなのか。

○小菅道路管理課長 13、14、15年度とやってきて、実質的に違反広告物が非常に少なくなってきており、それなりの効果があらわれたものだと思っている。14年に22万枚あったものが、15年度には14万5,000枚ぐらいになり、今年度については約10万枚ぐらいにまで減り込んでいる中では、緊急雇用を活用せず、市の予算及びボランティアの方—おかげさまでボランティアの方も、昨年度114人が、自治会や商店街の方の御参加をいただき140名まで、26名ほどふやしていただいている。言われるとおり、ボランティアを活用した中で、今までどおり、今まで以上の除却活動を確保していきたい。

○小池委員 次に、150ページの自転車駐車場用地購入事業の相武台下自転車駐車場用地購入事業について伺う。何も書いていないのでわからないが、駐輪台数は何台ぐらいの予定なのか。

○中村駐車場対策課長 相武台下自転車駐車場については、JR相模線相武台下駅利用者のために、平成3年に民地を借用し設置されたもので、無料で開放されている自転車駐車場である。平成8年に土地開発公社が取得し、15年度に市が買い戻しをしたものである。無料駐車場については、砂利敷き、平置きという簡易なものなので、1平方メートル当たり1台という収容台数の計算をしており、この相武台下自転車駐車場は429平米なので、収容台数は429台となっている。

○小池委員 現状、とめている人はどのぐらいなのか。

○中村駐車場対策課長 5月の調査では、自転車が194台、原動機付自転車が14台の利用となっており、利用率は約50%である。ただ、

同じ５月の調査において、駅周辺にまだ５０台ほどの放置があったので、引き続き、利用者への放置防止の啓発、それから自転車駐車場への誘導に努めているところである。

○小池委員 これは整備するというわけではなく、今のまま使っていくということによろしいのか。

○中村駐車場対策課長 そうである。基本的には整地をして、さくをつくり、夜の利用の方も多いので、防犯灯的なものをつくり、安全対策を講じている。

○小池委員 鉄道対策事業に関連して、以前、公共交通整備促進協議会が行われたが、そのときの回答を含めて、若干質問したい。

まず、相模線複線化の早期実現についてだが、ＪＲ側の回答というのは、莫大な投資を要しても、将来の需要増が不透明であることから、沿線の開発状況等を見きわめつつ検討する長期的な課題であると考えていると。いわゆる利用客がふえなければやらないというニュアンスだと思うが、これに対して、利用客を上げるための施策、また沿線の開発に対して、何か考えがあれば伺う。

○大村都市交通計画課長 相模線の複線化に向けては、相模線沿線４市１町で構成している期成同盟会で、利用者の増加を図るために相模線の利用方策の検討や駅前広場等の段階的な整備について、県と共同して調査を行ってきた。こうした中で、各地域でやっているイベントの積極的な展開をしていこうというような話し合いが行われている。駅や駅周辺の開発の動向や、まちづくりとの連携の必要性、あるいは鉄道駅とバスとの結節機能について強化の必要性が調査の内容として挙げられている。

○小池委員 これは相模原市だけが頑張っても、実現しないことなので、ほかの沿線市町村の状況を把握していれば伺いたい。

○大村都市交通計画課長 県と関係市町では、新幹線新駅の誘致にあわせて、倉見駅でツインシティ構想を進めている状況にある。

○小池委員 私の感じだと、間違いなく５０年たっても複線化は実現しないのではないかと感じてしまう状況である。相模原市だけでなく、ほかの３市１町にもっと強く相模原が働きかけて、実現するようにさらに

御尽力を望みたい。

関連して、横浜線の淵野辺駅について、プラットフォームの拡張について、ＪＲ側の回答では、プラットフォームについては、現在の利用状況で十分対応できるものと考えているということである。しかし、青山学院大学ができて、１日に約６，０００人乗客がふえた。私が見る限りでは、朝の７時半から９時のピーク時になると、ぎゅうぎゅう詰め状態になっている。非常に危険であると思っている。弱者の視点というか、高齢者や障害者にとっても大変危険であるという認識のもと、粘り強く要望していただきたいが、このことについて考えがあれば伺いたい。

○大村都市交通計画課長 お話があったように、淵野辺駅の朝のピークは７時４０分から８時５０分ということだが、ホームが非常に混雑しており、ホーム及び階段部分においては非常に危険な状態がある。このため、市の方からも要請しているが、ＪＲ側としては、職員を配置し、安全な誘導を図っていただいている。しかしながら、根本的な対策という観点からいくと、引き続いてプラットフォームの拡幅等については要請していきたい。

○小池委員 本当にＪＲ側にもっと強く言ってほしい。先ほども田中委員からもあったが、ＪＲに対して、サービス精神で臨めという形で強く要望していただきたい。例えば、ぎゅうぎゅう詰めの際に、ホームの列車側に高齢者や障害者の方がいたときに、ぽんと押されてしまって事故になるということも十分あり得る。そういったことまで配慮してやってくれと、そういった視点でもっと強く要望をお願いしたい。さらに、桜美林の中学生や高校生が構内のいすに座ってしまって、高齢者や障害者の方が座れていない状況を結構目撃しているので、このことについても強く要望していただきたい。

○田中委員 決算主要施策成果説明書１３６ページに横浜線小原踏切の改良を委託したと書いてある。これは車道があったけれども、歩道がなく非常に危険だということで話がまとまったと思っているが、いつごろ完成するのか。

○神保道路整備課長 小原踏切については、１５年度に完成している。

現況、8.4メートルあり、両側に3メートルずつの歩道をつけ、15メートルで整備が終わっている。

○田中委員 これは完成済みなのか。

○神保道路整備課長 完了済みである。

○田中委員 相模原駅の西側にいわゆるクランク状態の踏切があり、非常に危険である。相模総合補給廠の一部返還をやり、4,500万という大枚をはたいて防護壁をやったが、まだあそこには手がついていない。この計画はどうなっているのか。

○神保道路整備課長 現在、相模原駅北口線の整備に着手している。氷川方向に向かって一部整備をして、今年度、整備をする予定になっている。現在、御承知のように、藤和マンション側に道路を拡幅するような計画になっており、それにあわせて踏切を駅側に移転する計画になっており、現在、藤和マンションと用地交渉中である。今年度、用地がまとまれば、再来年度、道路工事にあわせて整備ができるのかと存じている。

○田中委員 用地交渉中ということだが、まとまりそうな見通しなのか。

○神保道路整備課長 平成15年度にマンションの方で道路拡幅工事委員会という組織をつくっていただき、何回か交渉を進めている。道路側に公園があるが、たまたま開発に伴い、その提供公園が拡幅される。その提供公園の位置変更といった形でずっと調整をしてきている。公園の位置については、現在の位置から多少変更するというような形で、拡幅工事委員会と話はまとまりつつある。地べたの部分で、用地の交換等があるが、現在、とりあえず道路用地になる部分について、分筆登記をお願いしている。

○田中委員 矢部駅の東側に1.8メートルの踏切がある。これについては、矢部駅のバリアフリーを検討する中で検討していきたいということを一度、市長が本会議で言われている。町でも、地域住民が検討委員会をつくり、今、検討している最中である。最初はまちづくり全体ということをやっていたが、短期的なものと長期的なものを考えようということになり、今、一番短期的なものとして、危険な踏切について何とかしてほし

いということと、矢部駅のバリアフリーをやりつつある。この会議には市の行政側も何回か参加していただいているようだが、決定して市の方に要請しているという段階ではないが、話が煮詰まってきている。一番の要望は、1. 8メートルの踏切を広げてほしいということである。行政の説明だと、ＪＲはかたくなな態度だということだが、この点はどうなのか。

○大村都市交通計画課長 ＪＲ側から、当該踏切については、構内踏切ということで非常に見通しが悪く、列車の直前を横断する方がいるなどを理由に、安全運行上、逆に廃止を求められている状況である。現時点で拡幅等の改良を行うことは非常に困難だという回答である。

○田中委員 そういうことも恐らく地元には伝わっていると思うが、いわゆるバリアフリーをやる中でこの踏切を解消したいというスタンスがあるので、地下にするか、あるいは上を通すかというような議論も始まっているようである。そうした場合に、工事期間だけでも踏切を拡幅してくれないかと。しかもこれは自転車にも関係するが、矢部駅の北口には駐輪場がない。だから、富士見から来るサラリーマンは、踏切を渡って北口の市の駐車場に持ってくる余裕がない。今、どうしているかというと、前のダイクマ、今はヤマダ・ダイクマとややこしい名前がついているが、そこにとめている。商売というのはおもしろいものだなと思ったが、ダイクマは現在、認めているのである。それはたくさん自転車があつてにぎわっているという感じを持たせたいようで、今は黙認している。地元では何とかしてほしいという要望がかなり強い。住民側の一定の時間の範囲内だけでも広げてほしいという要望に対して、市の方ではＪＲに対して話を持っていく気持ちがあるのかないのか伺いたい。

○大村都市交通計画課長 バリアフリー法では、乗降客の多い駅関係については、22年までにエレベーター、エスカレーターを設置するという流れになっている。そうした中で、次のバリアフリー化の駅としては矢部駅が対象になるかと思う。そうした22年に向けての考え方を整理して、整備計画を立てていく必要があろうかと感じている。そうした中で、それまでの間という話になると、踏切の改良についても膨大な事業費等が考えられるということから、ＪＲ側では非常に厳しいということと理

解している。

○田中委員 先ほどの議案でもＪＲの態度について申し上げたが、地元の意見を率直に聞くという対応を強く求めていただきたい。先ほど小池委員からも淵野辺駅の話が出たが、あれを見て危険じゃないと思う人は少ない。非常にその点では憤慨している。また、障害者の話も出たが、私の知っている方は、今まで淵野辺駅を使って横浜駅まで行っていたが、ちょうど学生さんと一緒になるということで、今、相模原駅を利用している。矢部駅に行きたいが、矢部駅はエスカレーターもなければエレベーターもないのでだめだと。結局、相模原駅まで車で送ってきてもらって、そこから出発する。その人は鹿沼台に住んでいるが、最寄りの淵野辺駅が使えないというので、相模原駅を使っている実態がある。やはりこれについては、ただ単に危険だということを通り越して、そういう市民の実態があるんだということを書いていただいて、早急に親方日の丸的な態度を改めるように要望しておく。

１４０ページの橋本地区都市拠点総合整備事業についてだが、これは総括でも質問が出て、ホームセンターが出店されるということが言われていた。橋本地区都市拠点総合整備事業の当初目的、計画との関係で、このホームセンターというのはどう見たらいいのか。

○宮崎都市整備課長 橋本都市拠点総合整備事業に伴い研究開発業務用地として企業誘致を図ってきた経過だが、所管としては、経済部と都市部という関連の中で、都市部はどちらかというと基盤整備を行い、企業誘致を図る部局は経済部というすみ分けの中で所管をしてきた。関連としてお話しさせていただくと、当該地については、研究開発業務用地という主目的に沿うように企業誘致をずっと進めてきた。その中では、商業施設あるいは商品の配送センターであるとか研修施設など、多岐にわたる企業と盛んに交渉をしてきたが、経済環境が非常に厳しい、企業の投資意欲が冷えている、こういう中で、用地の処分が非常に難しかったという経過があった。こうした中で、本年４月にホームセンターを営む企業へ売却したということで、県の住宅供給公社から報告があった。総括質疑の中でも市長が答弁させていただいているが、市としてはこういった報告を受けて、地

元商業への影響が少ない出店となるように企業との調整を図るよう、県の公社の方に申し入れをしている状況である。

○田中委員 説明には、みどり・文化・生活等が複合的に融合した新たな拠点を形成をめざすということがうたわれている。こちら側としては、ホームセンターがそれにふさわしいのかどうか非常に疑問を持っている。結局、この整備事業が行き詰まってしまって、苦し紛れにホームセンターに売ってしまったというような感が否めないが、そういう側面があるのか。

○宮崎都市整備課長 委員が言われる視点は当然わかるが、研究開発業務ということが達成すべく、当該用地については市内企業の本社屋、あるいは第2産業創造センター用地であるとか、そういうふうに売り払いの努力をしてきた経過の中で、今回、残る用地についてはすべてそういうふうなところに売却したということである。業務という範疇の中から申せば、商業も含んでいるので、非常に苦しい答弁にはなと思うが、できるだけそういうふうな意向に沿うように努力し、このような結果になってしまった。

○田中委員 これは率直に言って、うまくいかなかったからこういうふうになったのかと私は思う。テクノパイル田名についても、最初は住工混在地域を解消すると言って、そのうちにハイテク産業となったが、そこには自動車の整備工場がある。これはどう考えても、私はハイテク産業とは思えない。さらに、すかいらーくの食材工場がある。私は一度、食材工場がハイテク産業なのかと聞いたことがあり、そうだという答弁が返ってきた。それで、たまたまそこに勤めている方と会ったら、とんでもないと。その方は50歳ぐらいの女性だが、毎日、20キロぐらいの粉の袋を運搬していると。これはとてもハイテク産業なんかではないと。普通の食堂をでかくして、しかもお昼だけやるのではなく、24時間やっているんだと。そういうことだから、ハイテク産業なんていうのはとんでもないということ言っていた。やはりこういうものがすべて今、行き詰まっている時代ではないかを感じる。この点では、市民に歓迎されるように大幅に見直しをしていただきたいと要望しておく。

同じ140ページで、麻溝台・新磯野地域整備推進事業があるが、これ

はC & CからA & Aに変わってしまったが、変わった経緯、概略を説明いただきたい。

○宮崎都市整備課長 従来、カルチャー & コンベンションパーク構想、いわゆる夢プラン相模原21という構想があり、その中でC & C構想ということだった。その当時の構想の中では、いわゆる内陸部に一つの拠点を設けたい、コアを設けたいということで、周辺のゴルフ場であるとか公園施設、あるいは緑地空間を含めて1,000ヘクタールという規模での構想を描いていたものである。その後、新世紀さがみはらプラン、あるいは都市計画マスタープランといった計画の中にそのときの構想を描いたものはイズムとして踏襲されている。現在は麻溝台・新磯野地域ということで148ヘクタールに絞り込みをして、拠点の開発をしていきたいということで、現在、A & Aという形になっている。

○田中委員 たしか平成9年ごろの土地利用方針の中では、農業系が入っていた。今、農業系というのは全く消えてしまったが、なぜなのか。

○宮崎都市整備課長 委員が言われる農業系の土地利用という計画については、現在、規定をしていない。148ヘクタールの中の75ヘクタール部分については、いわゆる産業系用途というふうな指定をしている。その中で、現在、タウン計画作成委員会等で土地利用のあり方については、農業系の食品産業、あるいは現在まだ検討中の段階だが、いわゆる住宅系のもので、農ある住というか、家庭菜園つき住宅であるとか、そういった意味合いのもので農業のイズムは残すようなことも一つの検討の素材として残されている。

○田中委員 農業のイズムは残してあるというが、今説明された菜園つきの住宅は農業系になるのか。

○宮崎都市整備課長 当該地区は調整区域なので、計画的な市街地を図っていかうという中で、用途的には住宅系、あるいは工業系の用途に張りついてくる。この中で、一団となった農地を保全するという考え方には立てないと思う。その中で、農業継続を希望される地権者の方の中にはいる。そういった方々が換地先として集団的に残って、例えば生産緑地というふうな形で農家を継続されるという場面は想定されると思う。

○田中委員 今言われたが、当時は農業を継続したいという方がいて、その方の意思を尊重したいということと、もう一つ、やはりこの区域については、農業にかかわる工場だとか何だとかではなく、全体のバランスからして、畑だとかそういうものは必要だということから、議論されていると思った。それはそういうふうと考えていいのか。

○宮崎都市整備課長 確かに地権者の意向の中で、農家を継続したいという方もいるので、そういった意向を踏まえた中で、換地先をどちらにして、そのゾーンを農業系のもので残していくということは考えられると思う。ただ、用途的にいうと市街化区域になるので、いわゆる調整区域であるとか農業地であるとか、そういった形での将来的な保全というのはそぐわないと思う。

○田中委員 私は全部を区画整理して市街化区域にするのではなく、10%か15%でもいいが、そういうことを残してしかるべきではないかと思うし、そういうことをこの利用計画の中にきちんとわかるように書くべきだと思う。ここにはほとんど触れられていなくて、そういうものがだんだんと追いやられるということを実感している。そういう考えがあるのならば、そういうふうに表示をしていただきたいと要望しておく。

それから、この計画が出た当初は、土地区画整理事業だけで400億円を上回ると言われていた。現在の状況で、総事業費、あるいは土地区画整理事業費はどのぐらいと考えているのか。

○宮崎都市整備課長 現在のところ、事業費として明らかに皆様方にお話しする段階に至っていない。事業計画を策定する中で、今後、都市計画の手続、あるいは区画整理法に基づく手続、こういった場面のところで資金計画等を付議して皆様方にお示しする段階がいずれ来るかと思う。今、委員が言われた400億程度という話は、総括質疑の中とか、議会の中でも出ているが、あくまでも概算というか、過去に実施された区画整理事業での造成事業費といったものから推して、おおよその程度ではないかというふうな話で推論されているものである。

○田中委員 そうすると、総事業費だとか区画整理の金は、ある程度このぐらいかかるだろうと思っているけれども、まだそれは言えないとい

うことなのか、まだそれはわからないということなのか、どちらなのか。

○宮崎都市整備課長 現在、事業計画を策定する上において、道路の構造体であるとか延長であるとか、そういったさまざまな事業費積算の精度を上げている、事業計画の精度を上げている。そういう中で、事業費というのは当然変わってくると思う。そういったことで、今現在、事業費はまだ明らかにできる段階ではないということである。

○田中委員 そうすると、事業費が大体幾らかということはわかっているということでもいいのか。大体わかっているけど、公表できないということでもいいのか。

○宮崎都市整備課長 今まで事業計画案を策定する中で、当然のように、事業費がどの程度という試算は、いわゆる検討の段階において、もちろんはじいている。それを地権者の方を含めて、まだ公表できる段階には至っていないということである。

○田中委員 都市計画決定するのはいつごろを考えているのか。

○宮崎都市整備課長 現在、事業計画としては、おおむね平成19年を目標に事務的な作業を続けている。

○田中委員 平成19年というのとあと二、三年先だが、そのときに土地区画整理事業費も公表できない、総事業費も公表できないということでもいいのかと思う。今度出された行財政計画によると、平成19年には相模原市の財政が破綻してしまうと書いてある。破綻してしまう時期に、こういう莫大な金がかかる計画はあり得るものなのかと素朴に思うが、その点はどうなのか。

○宮崎都市整備課長 現在の事業計画の策定に当たっても、いわゆる社会経済情勢であるとか、あるいは投資に対する事業効果、あるいは採算性、そういったものを十分検証しながら、事業費の積み上げを行っていきたい。

○田中委員 地権者が1,000人いるということも伺っているが、概算でもおおよその事業費というものを発表しないと、まずいのではないかと思う。3年後には財政が破綻してしまうと言っているのに、こういうことをやっているというのは、市民にとっては非常に不自然なことである。

およその事業費も言えないのか。

○座間再開発・区画整理担当部長 A & A の関係だが、今現在、タウン計画検討委員会の中で、事業の方向性等々について検討しているところであり、そういった中で、一定の方向性が出た段階で、事業がある程度、整理されてくるのではないかと考えているところである。いずれにしても、試算の段階では、先ほど委員からお話があったように、400億というような数字が出ており、かなりの額になるが、そういった中では、事業費の精査をすると同時に、特定財源の確保等々に努めながら、厳しい今の財政状況の中で事業ができるように鋭意努力をしていかなければいけないと考えている。

○田中委員 今の見通しでは、どのぐらいになったら発表できそうなのか。

○宮崎都市整備課長 現在、都市計画の協議を前段でしなければならない時期に来ており、都市計画協議に持ち込むための努力を今、平成16年度において行っている。17年に都市計画協議に載せていく、あるいは先ほど座間部長から御答弁いただいたが、タウン計画作成委員会で事業の内容等が詰まっていく段階において、しかるべき時期に公表できるのではないかと思う。

○田中委員 確かにあの地域は荒廃しており、何とかしてほしいといったいろいろな市民要望は強いと思う。私たちもそれは何とかしなければいけないと思っている。ただ、そうした場合に、解決の手段として、即、開発というのは、先ほどの橋本もそうだが、そういう時期ではないのではないかと思う。ましてや、利用計画の50%は産業系である。テクノパイル田名がずーっとかかって、ようやくここでけりが着いたような状態で、そしてまたこれが始まる。こういうものについては、抜本の見直しをする必要があるのではないか。目的としては、周辺の豊かな自然環境と調和したまちづくりとか、文化教育施設と連携したまちづくりとか、環境問題を含めていいことが書いてある。市民の荒廃したところを何とかしてほしいという要求にこたえるためには、即、開発ということではなくて——しかも金がたくさんかかる、言えないぐらいかかるものだから、抜本的な見直し

をする必要があるということを強く要望しておく。

142ページのバス対策事業について、バスの停留所に上屋を設置するという事業をやっている。1年に2カ所ということだが、これはいかにも寂しい感じがする。この点についてはいかがか。

○大村都市交通計画課長 バス停上屋については、現在、年間2カ所という形で予算の枠の中で対応しているが、実質的な要望件数は年間を通じてそれほど多くない。それはなぜかという、一つには歩道幅員がないとできない。仮に歩道幅員があったとしても、地下埋の状態、あるいはバス停が玄関先であったりとか、駐車場の入り口先であったりという部分があるので、なかなか設置ができない状況があり、年間2カ所程度という形の中で対応している状況である。

○田中委員 上屋が設置できる条件があるバス停で、まだ上屋が設置されていないところは何カ所ぐらいあるのか。

○大村都市交通計画課長 現在、私どもで調査している中では、地下埋とか地先とかそういうことに関係なしに可能性あるところについては50カ所ぐらいと見ているが、実質的には、現地調査を実際にやらなければいけない、あるいはバス事業者、バス停の状況等もつかみ合わせてやらなければいけないという状況もあるので、年間2カ所程度という形で進んでいる状況である。

○田中委員 確かにいろいろな条件や要望によって変わってくると思うが、50カ所あるとして、これを全部やると、1年に2カ所だと25年かかる。ここにいる人は大体いなくなってしまう。これはもう少し調査をして、やらなくても済むところがあるかもしれないが、もっと積極的な対応を要望する。

それから、これは特別委員会でも問題にされているようだが、いわゆる神奈中の支線から幹線に乗り継ぐ場合、最初は安くなるようなことを言っていた。ところが、今は支線に乗っても初乗り、幹線に乗りかえても初乗りである。だから、上溝から市役所に来るのに、今まで170円だったが、340円かかってしまう。これはブーイングが非常に大きい。このことについて、今、市としてどういうふうに対応しているのか。

○大村都市交通計画課長 再編に伴い、大島、あるいは水郷田名から市役所に向かう路線が乗り継ぎの場合、初乗り料金を２度取られるという状況が生じている。これについては、バス事業者に対し、乗り継ぎの軽減に対する対策を要請している状況である。そうした中で、バス事業者においても、特に要望の多い今お話しした経路については、具体的な見直しをしていきたいということで検討を加えていただいている状況である。

○田中委員 こういう非常に声の大きいところについては見直しを図っていくというのがバス事業者の考えであると認識していいのか。

○大村都市交通計画課長 基本的な対策として、事業者の話では、１８年度導入に向けて進めているＩＣカードの中で改善されると聞いている。それまでの間の実験的なものとして対応を考えていると聞いている。

○田中委員 これは研究なんて言っていないで、早急に解決しなければならない問題だと思うので、これも早急にということをつけ加えて、要望しておく。

コミュニティバスについては総括でも取り上げられ、平成１７年度に試行運転をしたいという市長の答弁だったが、具体的に今言える範囲内でお答え願いたい。

○大村都市交通計画課長 総括で市長からお話ししたように、１７年度の実験運行に向けて体制を整えていきたいと考えている。実際に実験運行の中では、料金の問題も含め、運行経路、あるいはどの地区という部分もあるので、これから具体的に詰めていく必要があるかと思っている。

○田中委員 以前、本会議で、コミュニティバスを取り上げたわけではなかったが、バスの経路の問題を取り上げたときに、市長がワンコインバスを検討するというような答弁をした。そうすると、このコミュニティバスとワンコインバスとの関係は、そういう点では出てくるのか。

○大村都市交通計画課長 ワンコインバスについては、武蔵野で行われたムーバスのところからスタートしているかと思うが、武蔵野で行われているバスについても、いわゆるコミュニティバスという考え方で、バス等が走っていない部分について、小型のバスを走らせており、そういったものと同様のものと考えていただきたい。武蔵野の場合、１００円という

話だが、それが大きくワンコインバスとうたわれていると理解している。

○田中委員 ワンコインになるか、ツーコインになるかわからないけれども、そういう関連づけで検討していると考えていいのか。——わかった。

152 ページに雨水浸透施設設置助成事業がある。今、環境の問題、あるいは地下水の問題があって、これは非常に大切な事業だと思うが、これは四角いコンクリートの升を埋め込むだけの話なのか。

○石井下水道管理課長 製品については、コンクリート升、それから塩ビ升、いろいろな升が標準升として指定されている。

○田中委員 単純に言うと、その升は底が抜けていて、地面につながるといったことなのか。

○石井下水道管理課長 今までは底が抜けている升が確かにあったが、それでは浸透率が悪いということで、相模原市で標準升というものをつくっている。その標準升というのは、底が抜けているのではなく、回りに穴が空いている製品である。底抜けの升とは違って、浸透効率の多い升を私の方で標準升として指定させていただいている。

○田中委員 それは確かに土と接する面があるから、その分だけ浸透性がいいのかと思うが、それは実験かなにかをされているのか。

○石井下水道管理課長 浸透の係数を割り出し、実際に実験をやっている。その効果については、土質等により若干異なる場合があるが、一例として、120 平米、建ぺい率60%、建物が70 平米の一般住宅に市で指定している標準升を2 基つけた場合、どのぐらいの浸透能力があるかというのを計算して出した。それによると、時間当たりおおむね15 ミリの雨までは処理ができるということだった。

○田中委員 そういう効果があるということだが、普及率はそれほど多いということでもなさそうだったので、ぜひこれについては知らせるようにして、そういうものを進めていただきたいと思う。

関連して、道路の雨水浸透の問題があるが、これについて、今、どのぐらいの規模でやられているのか。

○神保道路整備課長 都市計画道路古淵麻溝台線の整備をしており、手元に資料がないが、緑地保全区域を整備する際、緑を守る会とお話をさ

せていただいた中で、浸透能力を確保してほしいという話があった。私どもも緑地については雨水の浸透能力が高い地域と認識している。そんな中で、緑地保全区域については歩道の浸透舗装、それから一部、北里側については歩道の整備をしないでチップをまいた。たまたまそこについては雨水管がない等の理由から、浸透側溝をやっている。これはカルメン焼きみたいな、おこしみたいな二重管があるが、それがメーター当たり0.8立米ぐらいの雨水をためる能力があり、それを古淵麻溝台線全線にやっている。

○内田土木計画課長 同じく、うちの方で今、開発指導の中で雨水の宅地内処理、あるいは地区の道路の処理という中で浸透升等をやっているが、これについては100平米当たり3立米を処理すると。それがオーバーフローした場合は道路側溝とか既存管に入ってくる。100平米当たり3立米の浸透量を確保するようという事で指導はしている。

○田中委員 次に、156ページの市営住宅にかかわって伺う。ここには南台と大野台が書かれているが、これは大体いつごろをめどにやっているのか。

○石井住宅課長 南台の関係だが、平成13年に用地取得をさせていただいており、1万1,850平米ほどあり、計画戸数としては250戸程度を考えている。既に用地取得をしている部分も幾つかあるので、それらの整備状況を考えながら、19年度以降と考えている。大野台の関係だが、今年度、既に実施設計をさせていただいているので、国庫補助の確保に努め、17、18年度ごろに実施できればと思っている。

○田中委員 市営住宅については、先ほども意見が出ていたが、まだ非常に応募率が高い状況なので、ぜひ進捗を早めていただきたいと思う。借り上げの市営住宅の現状と今後の計画を聞きたい。

○石井住宅課長 現在、市営住宅については2,176戸を管理しており、そのうち借り上げをしている住宅が14団地で301戸、全体の割合でいうと14%ほどになっている。既に住宅用地として取得をさせていただいている用地がかなりあり、そちらの方の建設、いわゆる直接建設の方に全力を傾ける必要があるのではないかということで、将来に向けては

借り上げについての検討が必要なかもしれないが、当面については、現在保有している用地への建設に向けていきたいと思っている。

○田中委員 私は借り上げ住宅については、かなり見直すべきものがあるのではないかと思う。借り上げ住宅というのはなかなか評判がいい。私は淵野辺本町に行ってきたが、こちらの方が落ち着きがあると——こちらの方というのは、その方はたまたま上九沢も見た人だったが、年齢のせいもあるだろうが、上九沢はなじめないということを言っていた。もちろん、そんなぜいたくを言っていられないのかもしれないが、市民の要求の度合いからすると、非常に落ち着きがあって、住みやすいということで評判がよかった。先ほど応募率も余り変わっていないということがあったが、南台、大野台も継続しながら、こちらの方も改めて計画を立てるということをやっていただくように要望しておく。

境橋のかけかえが終わり、あれを壊すという話になったが、それがまたいろいろな事情で延びそうだということを聞いている。その状況について聞かせてほしい。

○神保道路整備課長 旧境橋の関係だが、町田市が市道の下水道工事をしたいという関係で、今、境橋を落とすと、通行どめで工事ができなくなるということで、一応、町田市側からは、今年度、下水道工事が終わってから落橋したいという話があり、そのような形になっている。

○田中委員 旧境橋と新しい境橋の間に空き地というか、空間ができた。地元の方からは公園のようなオープンスペースにしてほしいという要望が出ているが、それについてはいかがか。

○神保道路整備課長 現道の残地を含め、230平米ほどの道路敷がある。それについては、たまたま開発行為で提供公園がそのすぐそばに接しており、その辺を合わせた中で、公園課にすべて移管するのか、それともとりあえず道路の方でポケットパーク的に整備をするのか、今、絵がかき終わったら、地元と調整させていただければと思っている。

○小俣委員 新交通システムについて質問する。新交通システムについては、平成元年の館盛市政のときから手がけ、平成9年以降は小川市長の選挙の公約でもあり、この問題に取り組んできたわけである。平成14

年に、すばらしい相模原都市モノレール調査報告書が来ている。この内容は、あしたにもできるような内容だが、平成15年になってから、途端に音なしの構えになっている。その辺は、何か理由があるのかお聞かせいただきたい。

○大村都市交通計画課長 お話のあったように、12年から13年度に都市モノレール調査が終わり、14年度については市民アンケートやフォーラムをやってきた。そういう中で、事業費が総額約500億というような話が出ており、事業費が高いというような話があった。あわせて、専門家会議の中で、市民の利便性の関係から、磯部線の道路地下にという話があったときに、小田急の改札との利便性からいくと、ちょっと距離的に深い位置にあり、延長が長いということが課題で挙げられている。それから手法についても課題があった。そういったことから、15年度には、利便性の関係から、相模大野駅の地下空間の導入について、再調査をさせていただいた。そうした中で、あそこの部分については、地下20メートルの位置に駅を想定していたが、小田急改札との関係から、若干、縮めることができるというような調査ができ、小田急とのアクセスの向上の部分では、少し軽減が図れるというような結果が出てきている。中間駅施設のあり方について、どういう形の中間駅がいいのか、中間駅に対する利用動向等も見きわめていきたいという部分があるので、16年度については、中間駅についての調査を進めている状況である。

○小俣委員 検討委員会で検討されたと思うが、この検討委員会は15年度は何回ぐらいやったのか。

○大村都市交通計画課長 専門家会議の中では1回である。

○小俣委員 この検討委員会ではどのような検討をされたのか。

○大村都市交通計画課長 先ほどお話ししたように、大野との結節の利便性、あるいは事業費の問題といったものが非常に課題として取り上げられた。

○小俣委員 デュアルモードバスが非常にいいということで話題になっていたが、この話は出なかったのか。

○大村都市交通計画課長 市民フォーラムでは、デュアルモードバス

が最も望ましいというように公表させていただき、それに基づいて市民の意見を聞いてきた状況である。

○小俣委員 継続されているんだと安心したが、今後、検討委員会は今までどおりやるのか、改革はあるのかないのか、進め方はどうなのか。

○内田都市部長 新交通の関係だが、デュアルモードバスが現在のところ、ベストだと。先行区間については、相模大野駅からとりあえず北里、原当麻駅ということで、15年度については、専門的な立場から、専門部会からいろいろな意見を受けた。その項目が何項目もあり、平成16年度については、今、課長が申し上げたとおり、中間駅の形態、あるいは駅位置の精査、あるいは導入に向けた深度化調査として、上下分離方式や民間活用等事業手法の検討、あるいは事業採算性の検討、あるいは他市の事例、こういうものについて煮詰めていこうということで、それが終わった後は、市民の合意形成、あるいは専門家会議の中でもう少し意見を詰めていただくというふうなスケジュールの中で現在進めているところである。

○小俣委員 1億3,000万もかけて調査したことがむだにならないようにしてほしい。シンポジウムを開いてアンケートをとっても、多数の市民が新交通を望んでいる。市民が望むことをできないようでは、もう市政はおしまいなので、市民の希望をかなえ、夢をかなえていただくために、最善の努力をお願いしたい。

○山岸委員 平成15年度に中核市になり、建設、都市計画の部門で412件という権限移譲を受けているが、機関委任事務が多くて、実質的な市民サービスの向上につながっていないような感じがしてしょうがない。そこで、機関委任事務の移譲は今までと同じということだが、実質にどの部分がどういうふうに行政サービスの向上につながってきたのか。統一的に答えを出せる人がいたら、お願いしたい。

○尾崎都市計画課長 先ほど委員が言われたように、中核市になり、県から権限移譲を行われているが、ほとんどが機関委任事務ということで、実際の仕事はもう既に市がやっていた。詳しいチェックができていないので大変申しわけないが、はっきりわかっているのは、今回の決算でいくと、従来は県が行っていた開発審査会を相模原市の都市部で行うと。内容につ

いては、相模原市の市街化調整区域における開発のあり方について、当然、相模原市の市街化調整区域の問題だから、身近な行政が対応しなさいという趣旨で権限が移譲されたものであり、都市計画分野では恐らくそれぐらいで、建築サイドでは、屋外広告物の関係で権限移譲されたと私の方では認識している。

○山岸委員 私もそう思っていたから、確認の意味で伺った。屋外広告物の撤去ができるということは一つの効果であったと思うが、どうもほかのものは機関委任事務がそのまま来たという感じで、新しいものは余り期待ができないと思う。でも、建築審査会など、一部でも、多少、権限が広がったというメリットもあるはずだが、いかがか。

○小峰開発審査課長 中核市になる以前は県の事務ということになっていたが、中核市移行に伴い審査会の設置ということで、まず、手続的に事務の短縮ができたということがメリットとして大きな点だと思う。例えば期間的な問題だが、県の時代は事前に県との調整ということがあるので、突発的に審査会に諮るということができなかったが、市で開催することになることによって、時間的に間に合えば早急に取り上げもできることになった。

○山岸委員 河川整備の関係で、6河川のうち、市が管理している4河川の整備の現状と、これからの取り組みの考え方を聞いておきたい。

○榎田河川整備課長 鳩川については、市が管理している区間が6, 100メートルあり、そのうち3, 050メートルが整備済みとなっており、整備率は50%である。また、今後の整備計画だが、現在、葛輸ふれあい第一橋のところを工事しており、今後、そこから約1, 500メートル上流の裏山橋、これは浸水被害の警戒地域になっているが、そこまでの区間を平成26年度までに整備をしたいと考えている。次に、準用河川鳩川だが、河川延長が5, 000メートルあり、そのうち2, 900メートルが整備済みで、整備率は58%となっている。今後の整備計画だが、現在、当麻橋、旧129のところから下流側400メートルの工事をやっている。ここについても浸水被害の警戒区域になっているが、その400メートルの区間の工事を平成19年度までに行いたい。引き続き、塩田の

土地区画整理までの約700メートルの区間を多自然型の整備をやっていきたい。次に、一級河川道保川だが、河川延長2,500メートル、そのうち約500メートルが整備済みとなっており、整備率は20%である。今後の整備計画だが、現在、八幡橋の下流の工事をやっており、そこから大正橋まで約300メートルあるが、その区間を平成21年度ごろまでに整備をしたい。その後、順次、整備を行っていきたいと考えている。次に姥川だが、延長6,500メートルあり、そのうち約5,500メートルの整備が完了しており、整備率は81%である。今後の整備計画だが、現在、てるて橋上流の部分の工事をやっており、ここについても、県道立川線にかかっている日金沢橋の上流部分が浸水被害の警戒区域となっているので、この区間約700メートルを平成21年度までに工事を行っていきたいと考えている。

○山岸委員 今、説明にあったように、浸水被害の警戒区域が何カ所があるわけだが、そういったところを早く解消することが必要かと思う。22年、26年というような遠大な計画で取り組んでおられるが、ことは40億も税収が減ってしまったという状況の中で、非常に公共事業に対する予算の確保がなかなか大変である。思い切って特定財源なり何なりで確保するとか――これは現業の皆さん方に言うよりは、財務の方に言うべきだろうが、事業の実施母体が企画立案をして国の制度に乗せるとか、いろいろな特定財源を確保するとかいうことをやっていただくのだが、厳しい状況下にあるだけに、財源を確保するということを一生懸命やってもらわないと、計画があっても、なかなか実施に移せない。そういう状況がどうもこのところ、何年か続いているように思う。各部門の皆さんは一生懸命、整備に向けて努力をされているのだから、それを裏づける予算獲得をしっかりとってもらわないといけないのかと思うが、助役に決意を語ってもらいたい。

○加山助役 今、御質問があったように、市民生活では、浸水問題だとか災害問題は大きな問題である。今、お話があったように、財政推計等を見ると、大変厳しいし、投資的経費についても、かなりの制約を受けている。しかし、今、お話ししたように、市民生活にとって非常に身近な問

題であり、早急にやってほしい事業だと我々も認識しているので、今お話があったように、特定財源といったものも含めて、早期に実施ができるように、庁内の投資的経費の調整、いわゆる総合計画での位置づけだとか、中期、長期の実施計画——早期に対応するという中で、予算対応の中でできれば、これもやらなければいけないと思っているので、今委員が言われたことに意を対して、今後、そういった方向の中で庁内調整をしていきたいと思っている。

○山崎委員 先ほど来、出ていた踏切改良工事について質問する。今回の決算でも、小原踏切が改良された。ただ、期間を見ると、市民要望が出てからかなりの年月がかかっている。間もなく道路が改良されれば、踏切改良ができると。当初、あの踏切改良のときに、ＪＲ側はすぐ隣の向陽踏切という人道踏切の廃止という条件も出してきたが、結果的には存続ということで、小山踏切は今、改良を進めようとしている。踏切改良等の要望に対して、ＪＲがすぐにオーケーを出さないことがあって、以前聞いた記憶の中では、常に難色を示すことがある。最近の新聞報道では、国は通学路で歩道部分がない踏切については積極的に改良していくということも報道されていた。これも含めて、本市が本来改良したい踏切、そしてＪＲがそれに対してどういう態度をとるのか、この辺の状況と考え方を聞きたい。

○内田土木計画課長 市内には５４カ所踏切があり、横浜線が１７カ所、相模原線が２５カ所、小田急線が１２カ所ということで、これについては、歩行者の安全確保という中で、狭い踏切については改良している。今まで１１カ所ぐらいを改良するという中で、１３年度、１４年度、１５年度、各１カ所ずつ踏切改良をやってきている。平成１７年には、先ほどいった小山踏切とか小田急線の小田急相模原の１号踏切について行うということで、今、事業を進めている。先ほどお話があったＪＲについては、１改良１廃止という基本的な考え方がある中で、踏切を１つ改良すると１つ廃止をしなければいけないということで、その辺の中でなかなか地元調整が難しいのかなと。この前の小山踏切を改良するに当たって、向陽踏切は存続できた状況があるが、いずれにしても、ＪＲについては１改良１廃

止という基本的な考え方があるが、先ほど言ったように、うちの方としても、毎年1カ所か2カ所ぐらいずつは計画の中に入っている。

○山崎委員 通学路の踏切で歩道部分が確保されていないものについては、安全確保の緊急性から積極的に踏切改良をするという報道がされているが、本市において該当するところはあるのか。

○内田土木計画課長 新聞報道では、神奈川県で133カ所の踏切改良をやるというような話載っている。うちの方としても詳しい状況等はわからないが、市内としては県道を含めて9カ所がその数の中に入っているという程度で、中身的にはまだ承知しかねるところである。

○山崎委員 国が積極的にやろうといった場合にJR等がどういう反応を示すのか。先ほどの1改良1廃止という条件をそのままぶつけてくるのか。やはり通学路等の踏切改良は喫緊の課題で、現在までの経過を見ても、その要件を出すと、なかなか折り合いがつかないような気がする。この辺については、安全確保ということを最優先にして、JR側も安全性の確保から廃止と言っていることも理解できなくはないが、踏切そのものの安全を優先に、これはせっかく出てきたチャンスでもあると思うので、しっかりと条件闘争を頑張っていたきたい。

○岩本土木部長 先ほど土木計画課長が申し上げたが、133カ所が通学路等で指定をされていて、踏切内に歩道がない場合、前後に歩道があって踏切内に歩道がないという部分が対象になっている。JRの考え方は、先ほどから論議されているが、以前は踏切の中を解消するについてもどこかをとめろというような話があった。ところが、昨年の踏切改良促進法の一部を改正する法律案ができ、全国に1,000カ所の危険なボトルネック踏切があり、これを10年間で改良しようという強い意向を国土交通省が出し、鉄道事業者にも通達が出された。今までこういう踏切の改良計画は大臣が指定をしていたが、都道府県知事が指定をしてよろしいという形になってきた。また、鉄道事業者と道路管理者の協議が成立しない場合は、国土交通省が裁定を行うという強い姿勢を出したので、以前よりは改良がやりやすくなっている。小原踏切も、5年ほど前に、前後に歩道があり、中に歩道をつけたいというお話をさせていただいていたが、すぐそばに高

砂踏切が橋本側にあるが、これをつぶせというような話があり、なかなか話がつかなかった。ところが、我々、横浜支社に行き、国土交通省はこう言っているが、なぜできないんだということで、採択をしてもらったという経過がある。そこら辺を踏まえて、今後、委員が言われるように積極的に進めていきたいと思っている。

○川田委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上で一般会計歳入歳出決算の本委員会所管部分の質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第４６号平成１５年度相模原市一般会計歳入歳出決算の本委員会所管部分は、認定することに賛成の諸君の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○川田委員長 起立多数。

よって、議案第４６号は認定すべきものであると決した。

休憩する。

午後４時３６分 休憩

午後４時４６分 開議

○川田委員長 再開する。

◇○◇

議案第４８号 平成１５年度相模原市下水道事業特別会計歳入歳出
決算

○川田委員長 議案第４８号平成１５年度相模原市下水道事業特別会計歳入歳出決算を議題とする。

提出者の提案理由の説明を求める。

〔岩本土木部長説明〕

○川田委員長 これより質疑を行う。

○阿部委員 下水道整備に関して1点伺う。平成12年度末までに市街化区域のほぼ全域の整備を完了したということだが、境川の東側、ちょうど私の住んでいる地域だと、町田ハイツの向かい当たりの地域、市街化区域だと思うが、住宅が何軒かあるところで整備が進んでいないようなところもあったと承知しているが、そちらの対策を伺う。

○石川下水道整備課長 上鶴間5丁目境川の対岸のまだ下水道が未整備の部分についての御質問だと思うが、境川の対岸で今、7件ほど計上されている。本年度、設計委託を出し、一応、来年度整備の予定である。現状は、各家庭で合併浄化槽の水路から境川に流されている状況である。

○阿部委員 対応をされているということでよいと思うが、上流の方に行けば、またそういう地域もあると思うし、町田側の整備がまだ進んでいないところもあると思う。そちらの方の要望活動もあると思うが、そのところをしっかり進めていただくように要望する。

○山岸委員 雨水対策について伺う。計画期間を緊急、中期、長期と決めているが、その期間設定の考え方と主な内容について伺う。

○内田土木計画課長 今年8月に雨水基本計画を策定した。その中で、計画期間については、緊急、中期、長期ということで3段階に設定した。緊急雨水対策事業については、平成17年から26年までの10年間としている。また、中期雨水対策事業については、緊急雨水対策事業が終了後、おおむね20年間ぐらいということにしている。長期雨水対策事業の期間としては、中期雨水対策事業が終了後の期間としている。

そして、その主な内容だが、緊急雨水対策事業の内容について、3つあり、1つとしては、河川と下水道の重点的な整備、あるいは雨水調整池の活用、あるいは市民の皆様との協働ということで、河川と下水道の重点的整備については、今後、緊急的に雨水対策が必要な箇所、132カ所を定めた。これらの箇所は、1次、2次の浸水被害警戒地域36箇所を含め、雨水浸水対策の調査、あるいは要望箇所、あるいは委託の中で浸水のシミュレーションをやった結果、浸水が予想される箇所を定めている。これらの浸水被害の解消に向けて、河川や下水道等を効果的に整備していく。ま

た、雨水調整池の活用について、くぼ地など浸水被害が予想される地区について、計画雨水管の整備とあわせて、雨水調整池を活用して、雨水浸水に対する安全度の向上を図っていく。また、市民の皆さんとの協働については、現在、協力をいただいている宅地への雨水浸透升等の設置やその他、維持管理とあわせて、道路の雨水升にごみなどが詰まっているときには取っていただいて、浸水にならないように被害を未然に防ぐための浸水防除に御協力をいただいて、雨水対策を行っていくというのが主な内容である。また、中期雨水対策事業については、地域の浸水に対する安全度を向上させることを目的として、計画雨水管の整備、河川改修と流出抑制施設を組み合わせて対応していくものである。また、長期に対しては、今現在、1時間当たり51ミリだが、1時間当たり60ミリの降雨に対応できるような浸水に対する安全の向上を目指していくとしている。今後は、この雨水対策の基本計画に基づき、効率的、効果的な対策に取り組んでいきたい。

○山岸委員 緊急雨水対策事業だけでも、今、お話を聞くと、132カ所ということだが、緊急だけでどのぐらい事業費を見積もっているのか。

○内田土木計画課長 緊急雨水対策事業132カ所の事業費だが、おおむね10カ年でやると、下水道事業については273億、河川事業については58億、また、調整池の活用の中で、現在借地をしている調整池を必要な箇所について取得していくということで約10億を見込んでいる。この事業費は、1年間にならすと、平成16年度当初予算の各事業と大体同じ――下水道について27億ぐらいということであれば、平成16年度の予算と同等程度と考えている。

○山岸委員 大体、27億ぐらいで10カ年計画ということだが、平成15年度末で53%という整備率だが、緊急部分の雨水対策が終了した時点での整備率はどのぐらいになるのか。

○内田土木計画課長 今後、10年間でこの緊急雨水対策を実施すると、下水道の雨水の整備率は53%から約65%ぐらいになると見込んでいる。

○山岸委員 大分、金もかかるし、長期的な計画の中で努力をしてもらわなければいけない部分だと思うので、引き続いて御努力をいただき

いと思う。

もう1点、合流化下水道の分流化事業について、398ヘクタール、4幹線で大体70%の整備を終えていると聞いている。幹線を終えて、今度は面的整備に移るという段階だと思うが、これからの進め方というか、幹線の70%の完了ぐあいを伺っておきたい。

○石井下水道整備課長 本市の場合、昭和42年から公共下水道単独事業に入った。44年、46年、神奈川県がやっている神奈川県流域下水道に参画し、引き続き、面整備をやった結果、平成12年度に市街化区域がほぼ完了した。合流区域の場所だが、相模原駅を中心に、相模原から中央、横山と下ってきている。面積にして393ヘクタールある。この393ヘクタールの合流区域の整備だが、昭和42年から48年度に施工した。その後、先ほど申し上げたように、平成9年に事業認可変更をやり、平成10年からこれを導く4幹線、氷川、矢掛、中央第1、中央第2を手がけている。現在、その4幹線の総延長が6,400メートルほどある。平成15年度末までに4,650メートル、整備率にすると73%を整備している。今後の予定だが、今年度、この合流区域の一番最下流である星が丘4丁目と横山3丁目の面整備の設計委託を発注している。今後、この下流側から面整備に着手していきたいと思っている。ただ、合流改善なので、宅地の中に雨等が入っている。いわゆる雨どいから現在の雨水升に流れている。そこら辺の切り離しの手続等、まだ課題が残っているが、基本的な考え方としては、この合流区域の下流側から面整備をやっていく予定である。

○山岸委員 今年度設計委託をして、面整備にいよいよ取りかかるとのことだが、大体、何年計画ぐらいを見込んでいるのか。

○石井下水道整備課長 おおよそ10年ほどを見込んでいる。

○田中委員 雨水対策基本計画が出されたが、確かに雨水対策となると、こういうふうになるのかな、あるいはならざるを得ないのかと思うが、この計画目標に雨に強い町・相模原とある。これは先ほど助役の決意表明があったように、大切なことだとは思いますが、ただ、雨水というふうに考えた場合、今、大きくとらえる時期なのかなと。よく田んぼがダム役割を

して大きな災害を防いだということで、今までの自然の成り立ちが見直されている。そういう意味では、そういう広い範囲から見るべきであって、雨に強い町・相模原というと、何か雨を活用するというか、自然との戦いになってしまうというような感じを免れない。この中の３番目の健全な水環境、良好な水環境の形成と雨水流出抑制、こういう考え方が底辺にあって、それで雨に強い町・相模原ならいいのかなと思うが、その点はどういうふうに考えられたのか。

○岩本土木部長 先ほど土木計画課長から計画年次等について説明したが、基本的なマインドの部分での御質問である。確かに相模原市の下水道計画は、今までは５１ミリということで、それが間に合わない部分を雨水調整池、それから先ほどお話があった浸透升等で自然涵養ということでやっていた。５１ミリが全部完成すれば、雨水調整池は余分の部分、バックアップの部分になるが、今度の基本計画の中では、雨水調整池の部分を利用した中で、また、先ほど応援の意見もあったが、雨水浸透升等、それから側溝のトレンチ等を積極的に進めた中で、やはり水との共生を含めた中で雨水対策をやっていこうという考え方である。だから、最終的には６１ミリ、１０年確率だが、これにもっていくには、単純に素人考えでいけば、１０ミリ分のパイプを入れ直すのかという意見が出てくるが、多少はそういうところもあるかと思うが、全体的な考え方としては、５１ミリで余ってくる雨水調整池を民間である部分を返さず、今ある公園等の部分についても、ふたをかけて、上部利用で上を公園にして、下は雨水調整池の部分でとっておくと。それをトータルに足し込んで、６１ミリの雨水対応をしていくということである。今回、この基本計画に着目したのは、建設委員会で３年前に御指摘を受けたが、名古屋の大水害、福岡の大水害、それから東京の神田川の大水害ということで、それぞれ５１ミリ以上の雨が非常に多く降っていると。相模原市も年間３回ぐらいは５１ミリ以上の雨が降るようになってきた。一般に都市型降雨ということで言われているが、その対応を図っていかなければいけないということで策定したものである。雨に強いというキャッチフレーズの話だが、先ほど山岸委員からもお話があったように、６２万市民の中で１３２カ所が浸水の危険性にさらされて

いると。ただ、パイプ等を入れているので、入れた後、1年ぐらい様子を見た後で何カ所かは、16年度で7カ所か8カ所外すが、そういうことで頑張っているが、依然として百数カ所の部分がある。これはやはり公平性ということで救っていかねばいけないということで、緊急的に10年間で対応していきたいという形で策定したので御理解いただきたい。

○田中委員 特に言葉にはこだわらないが、確かに今、異常気象で集中豪雨型でことしも各地で被害が出て、その必要性はあるが、同時に、そういった物の見方がだんだんと広がってきているので、これは環境を担当する事業部とも連携して、そういう模索が今、必要な時期なのかなと思うので、そういう意見を申し上げておく。

今言われている浸水被害の対策として、基本計画の中では、溝上大野台雨水幹線を先行してやっていきたいという意見が述べられているが、今現在、どのぐらいの見通しなのか。

○石井下水道整備課長 御存じのように、この幹線は長く、流末は鳩川の三段の滝をはけ口として持っている。全体が約7キロで、それを第1期、第2期に分けている。今現在やっている通称源悟山前通りの内径が3,750ミリである。その下流が4,250ミリである。その4,250ミリで第1期工事が終わっている。第1期工事は延長して約60%ぐらいが終わっている。最終年度は上流の大野台、1,500ミリだが、一応、22年を考えている。

○田中委員 雨水に関しては、そういった環境も大事にすると同時に、市内の対策も含めて幹線整備を進めていただきたい。

もう一つは、今、大野台の話も出たが、あそこには結構、調整池がある。その中の一つが去年かおとしが埋め立てられたが、そういう場合にはどういう対応をするのか。

○近藤南土木事務所長 今、委員が言われた調整池については、大野台調整池と承知している。その調整池については、昭和54年に地権者から用地を借用していたが、地権者の方から相続対策の関係で、用地返還要求が出てきた。したがって、市の方としても、調整池の必要性等についていろいろ説明をし、理解を得られるように努力したが、最終的には理解が

得られなかった。したがって、周辺の敷設管の能力を検討し、対応できる箇所まで雨水管を延長し、対応を図ったところである。その対応の工事等の関係については、周辺住民の方、それから議会等に説明会等を何回となくさせていただき、理解を得た段階で、平成14年度に工事が終了した状況である。その後、大雨に対する浸水被害は、今のところ出ていない。

○田中委員 雨水調整池というのは結構、数があると思うが、このような状況になりそうな調整池は現在もあるのか。

○近藤南土木事務所長 今、借地型の調整池で返還してほしいという話が1カ所ある。その場所については、麻溝台第2雨水調整池だが、そこについては、現在、溝上大野台幹線の枝管に着手しているので、なくなっても、能力的には浸水被害が出るということはない。

○田中委員 ことし、下水道料金の値上げをし、予算上では約6億円程度とされているが、市債が現在1,000億円ぐらいある。そのうち、利率が5%以上のものが約20%、5%未満のものは80%である。普通の市民感覚から言うと、1けた違うパーセントである。0.5%だったら、話はわかるが、5%だとか5%未満というのは、かなり大きな利率である。だから逆に、乱暴な言い方だと、これを1%下げれば10億円になり、下水道料金の値上げをしなくてもいいのではないかという考え方が素朴に浮かんでくる。借りかえそのものは総務の担当になると思うが、その点についての考えはあるか。

○内田土木計画課長 下水道債の借りかえについてだが、今お話があったように、現在償還している借入金については、平成15年度末の残高では1,064億である。そのうち、5%未満については886億円で、下水道債全体の81.4%を占めている。5%以上が198億で、全体の18.6%となっている。この借り入れの関係だが、借り入れ先としては、郵便貯金、年金等の政府資金が705億円、公営企業、金融公庫が339億円で、全体で98.2%を占めている。このほかに、神奈川県や市中銀行、あるいは共済から若干の借り入れをしている。低利への借りかえについては、政府資金については郵便貯金や年金等の運用金利と連動しているので認められていない。また、公営企業、金融公庫についても、総務省か

ら通達により基準が設けられている。これについては、年利 7 % を超えるものを対象として、自然条件等により建設費が割高のため、資本費及び下水道使用料が全国平均を著しく上回っている下水道事業に限定している。この基準については、1 平米当たりの下水道使用料の基準がある。資本費については、汚水については 1 立米当たり 2 5 0 円以上という基準に対して、本市は 9 0 . 8 円だから、基準以下ということで該当しない。あと、下水道使用料については、汚水量 1 立米当たり 1 2 7 円以上という基準に対して、本市は 1 0 2 . 5 円だから、これもいずれも該当しないということで、いずれにしても政府資金あるいは公営企業についても、今の制度的には借りかり等の対象にならないということで、借りがえについては難しい。

○田中委員 難しいことはわかっている。いろいろな条件がついて、とにかくしないということだが、5 % 以上とか 5 % 未満というのは、今の世間では受け入れられないような数字なので、ぜひこれは努力をして借りがえをしてほしい。1 % 下がれば 1 0 億である。その点を要望する。

○川田委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第 4 8 号平成 1 5 年度相模原市下水道事業特別会計歳入歳出決算は、認定することに賛成の諸君の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○川田委員長 起立多数。

よって、議案第 4 8 号は認定すべきものであると決した。



議案第 5 0 号 平成 1 5 年度相模原市自動車駐車場事業特別会計歳入歳出決算

○川田委員長 議案第50号平成15年度相模原市自動車駐車場事業特別会計歳入歳出決算を議題とする。

提出者の提案理由の説明を求める。

〔内田都市部長説明〕

○川田委員長 これより質疑を行う。

質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第50号平成15年度相模原市自動車駐車場事業特別会計歳入歳出決算は、認定することに賛成の諸君の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○川田委員長 起立総員。

よって、議案第50号は認定すべきものであると決した。

以上で本委員会の審査は終了した。

お諮りする。委員会審査報告書の作成等については、委員長に一任願いたいと思うが、これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川田委員長 異議ないので、一任願う。

—————◇○◇—————

委員会行政視察について

○川田委員長 お諮りする。委員会行政視察については、会議規則第94条の規定により、お手元の委員派遣についてに記載のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川田委員長 異議ないので、そのように決した。

以上をもって建設委員会を閉会する。

午後 5 時 3 7 分 閉会